

令和3年度 産業廃棄物処理業者向け講習会

適正処理の基礎知識と 産廃処理の実務に関する講習

(抜粋版)

※無断での複製・転載を禁じます

東京都環境局
公益財団法人東京都環境公社

＜適正処理の基礎知識＞

1. 廃棄物の排出状況は？

- 1-1) 産業廃棄物の排出状況
- 1-2) 不法投棄の実態

2. 廃棄物ってなんだろう？

- 2-1) 廃棄物ってなんだろう？
- 2-2) 廃棄物の分類

3. 廃棄物処理法はどのように変わってきたの？

- 3-1) 廃棄物処理法の制定と改正
- 3-2) 不法投棄と法改正
- 3-3) 廃棄物政策はどのように変わってきたの？
- 3-4) 循環型社会形成推進基本法とリサイクル法

4. 廃棄物処理と排出事業者責任とは？

- 4-1) 廃棄物処理とは？
- 4-2) 排出事業者責任とは？

5. 法令や条例はどうなってるの？

- 5-1) 法令や条例の体系
- 5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

＜産廃処理の実務＞

6. 法令で定められている産業廃棄物処理基準とは？

- 6-1) 産業廃棄物の保管と基準
- 6-2) 産業廃棄物の処理と基準

7. 委託とその手続きはどうすればいいの？

- 7-1) 委託処理
- 7-2) 委託契約の手続き

8. マニフェストってなんだろう？

- 8-1) マニフェストの取扱い
- 8-2) マニフェストの流れ
- 8-3) 電子マニフェスト制度
- 8-4) 帳簿の作成・保存

9. 作業時の安全確保や事故時の対応が大切ですよ！

- 9-1) 処理作業時の安全確保
- 9-2) 事故や故障時の対応

10. 東京都及び国の取組み

- 10-1) プラスチック資源循環促進法
- 10-2) 新型コロナウイルス感染症に係る産業廃棄物処理
災害廃棄物と産業廃棄物処理
- 10-3) 廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正
- 10-4) 東京都資源循環・廃棄物処理計画
- 10-5) 東京都優良性基準適合認定制度
- 10-6) 国の環境配慮契約法
- 10-7) 産業廃棄物処理業の環境に配慮した取組

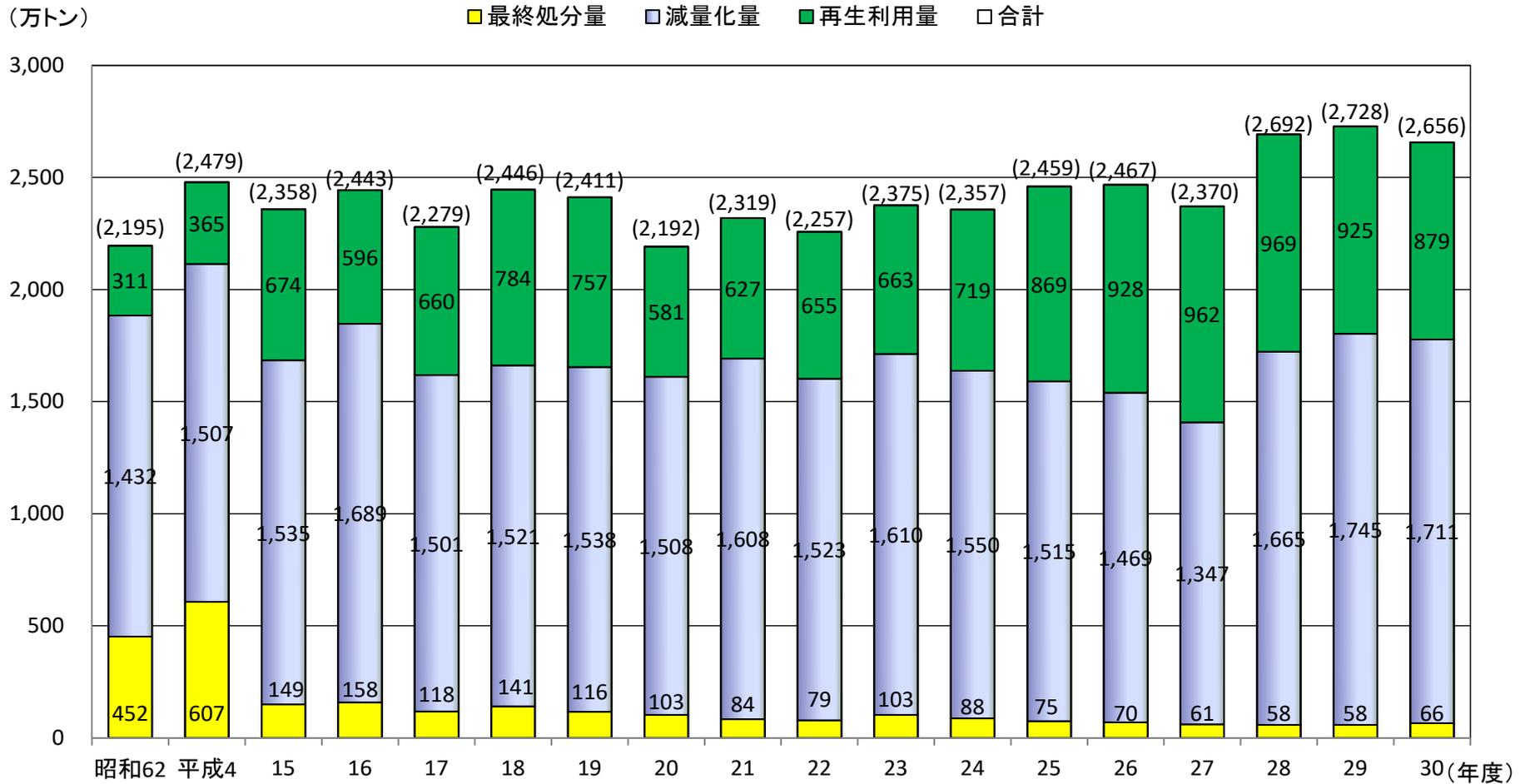
11. 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと



1. 廃棄物の排出状況は？

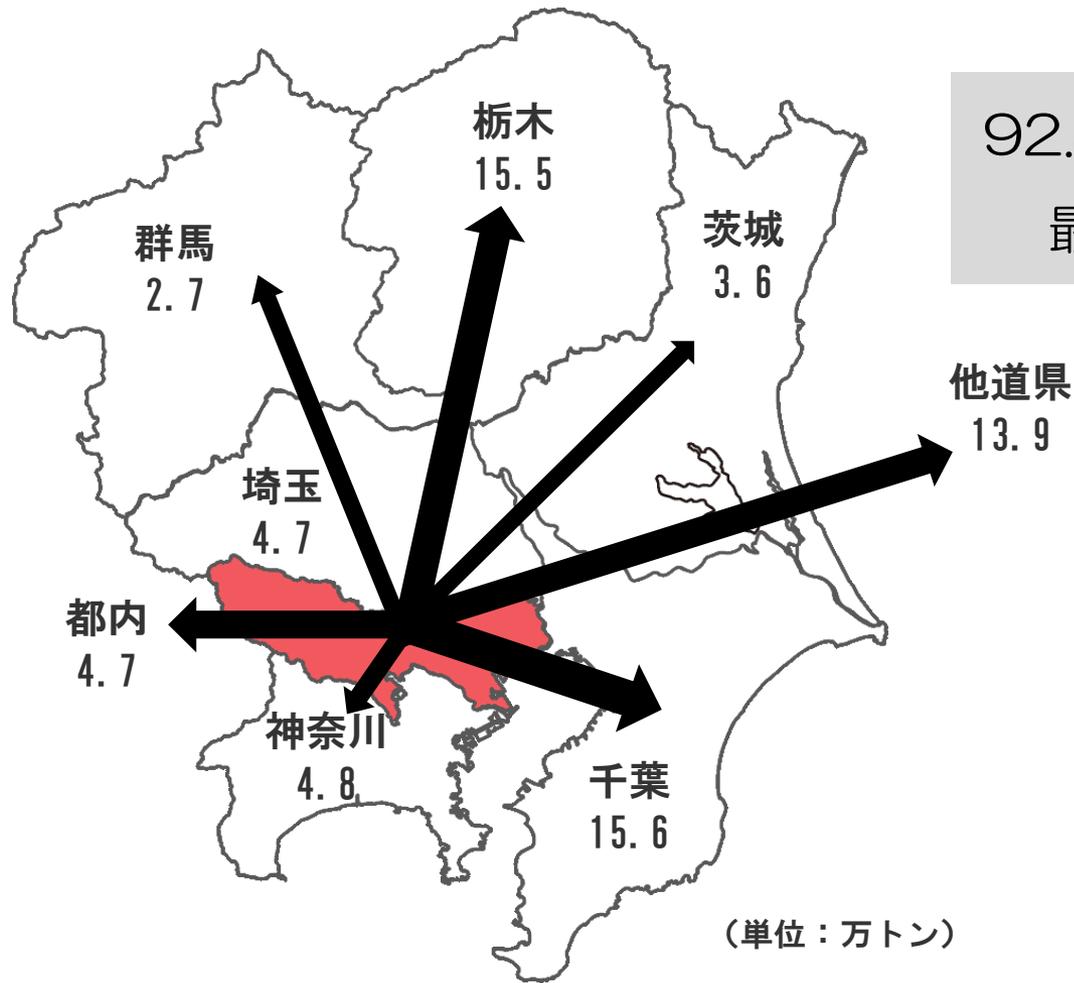
1-1) 産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物排出量の推移（東京都）



出典：「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（平成30年度）」より作成

産業廃棄物の最終処分の状況



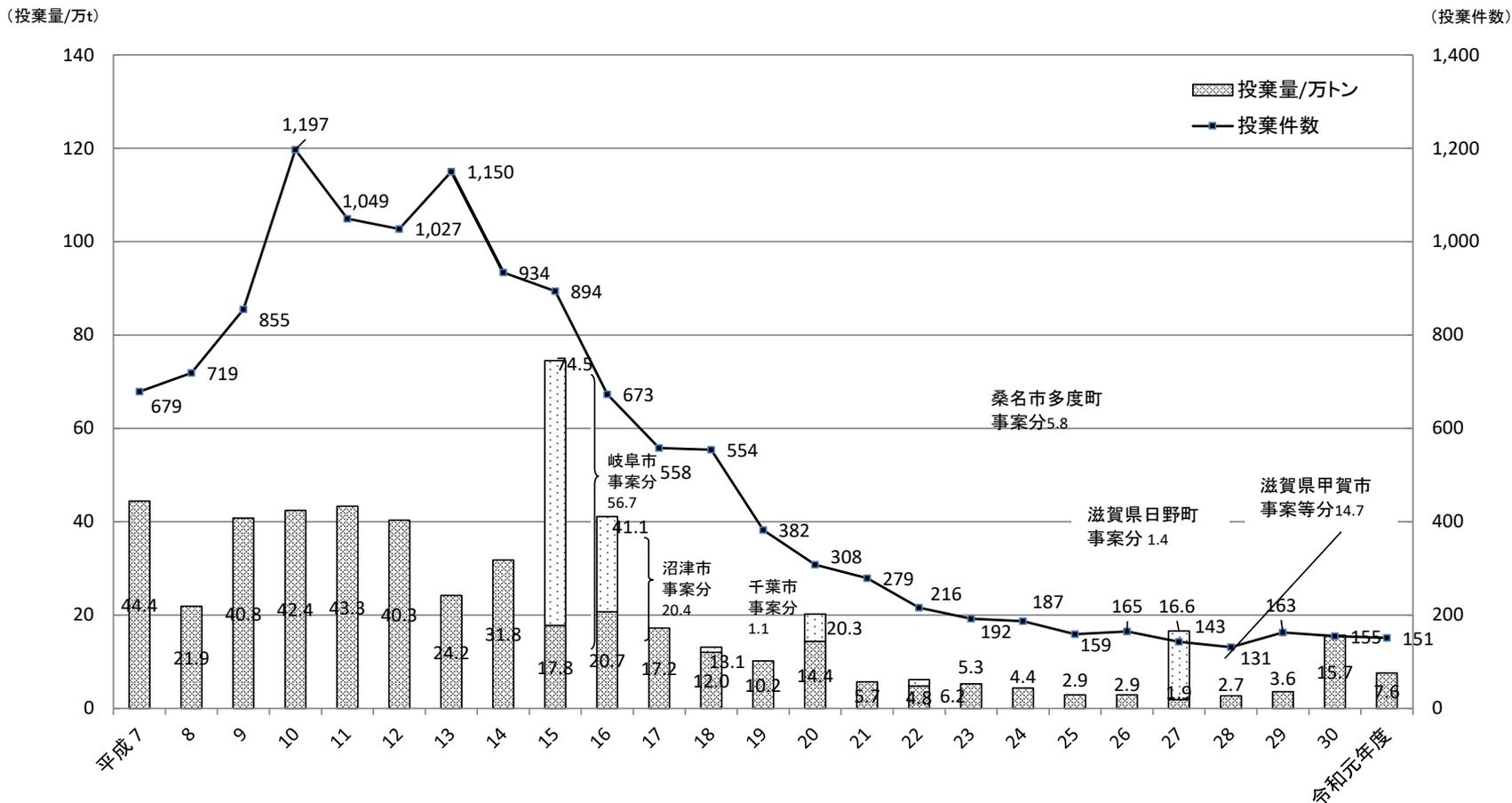
92.8%は東京都以外で
最終処分 (埋立)

出典：「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（平成30年度）」より作成



1-2) 不法投棄の実態

不法投棄件数・投棄量の推移（全国）

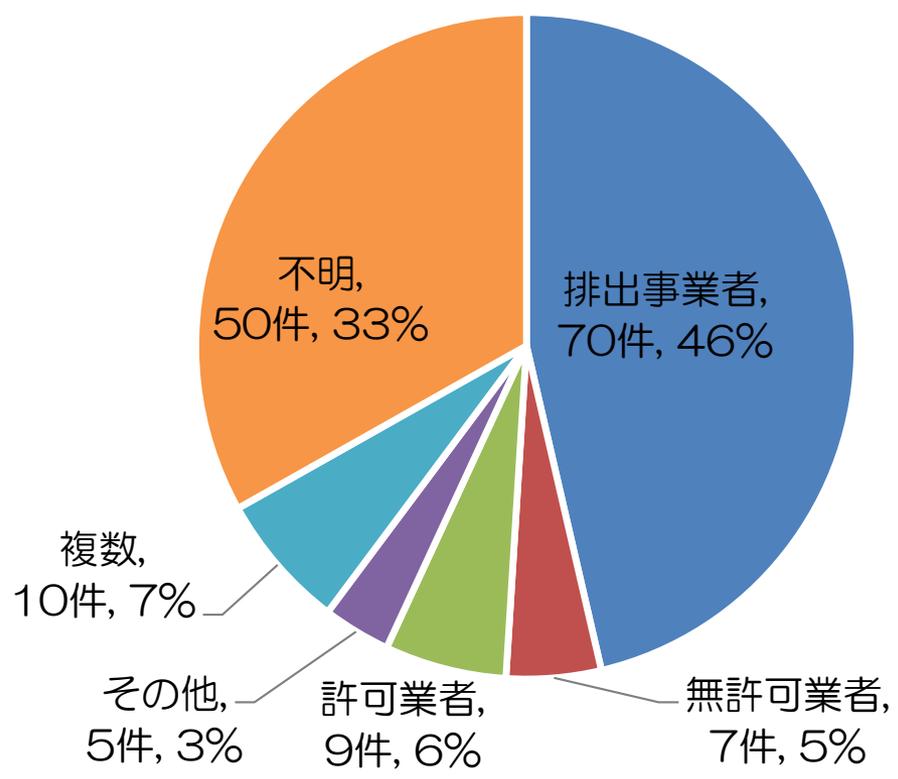


令和元年度 151件（前年度比-4件） 7.6万トン（前年度比-8.1万トン）

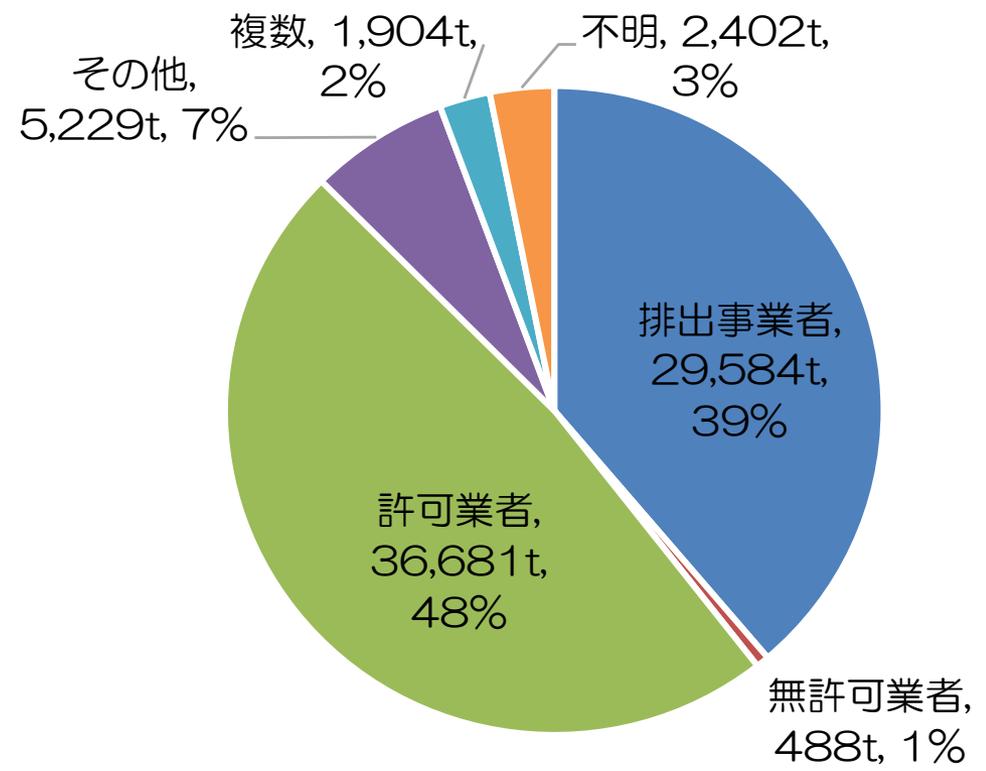
出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和元年度）」より作成

実行行為者別（全国）令和元年度

件数



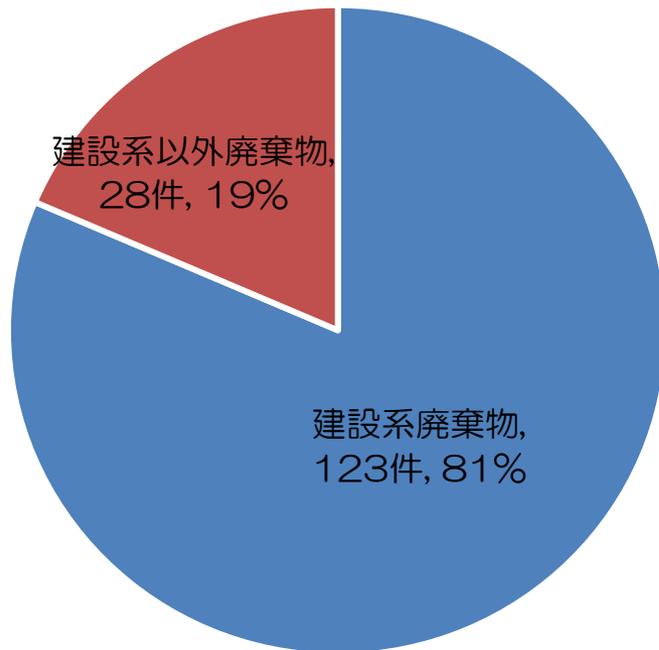
投棄量



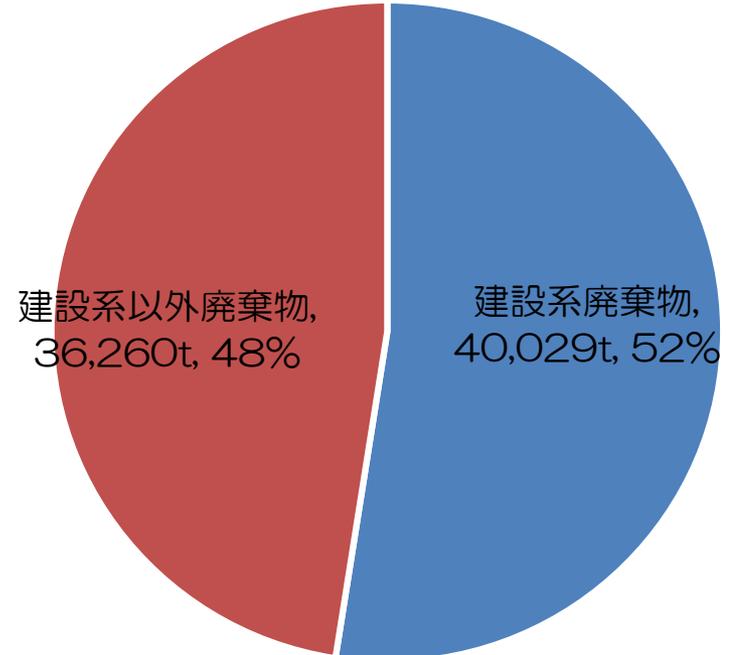
出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和元年度）」より作成

種類別（全国）令和元年度

件数



投棄量



出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和元年度）」より作成



2. 廃棄物ってなんだろう？

定義（1）

廃棄物処理法 第2条（定義）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

注) 3/11の原発事故由来の放射性汚染物は、当分の間、特別措置法により廃棄物処理法（特定一廃、特定産廃）の対象

定義（2）

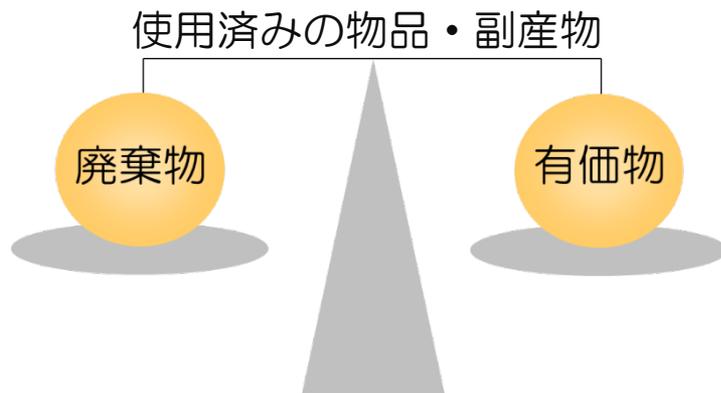
■ 次の物は廃棄物処理法の対象外

- ① 気体状のもの
- ② 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
（「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第1条に規定する事故由来放射性物質によって汚染されたものを除く。）
- ③ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- ④ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ⑤ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの

不要物とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため**不要となったものをいい**、これに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであるであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない。

(1971年10月25日通知)



総合的に勘案して判断

- 物の性状
- 排出の状況
- 通常の見取り形態
- 取引価値の有無
- 占有者の意思

2-1) 廃棄物ってなんだろう？

おから事件（1）（平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定）

- 廃棄物処理業の許可を取得せず、豆腐製造業者から肥料を製造するとして、お金をもらっておからを引き取った業者
- 実際には大量に放置して腐敗させ、近隣から苦情

裁判の争点



許可なく廃棄物を処理していたのでは？

被告人の主張



「おから」は、社会的に有用な資源で
「不要物」ではない！ 許可はいらない！

おから事件 (2) (平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定)

おからは不要物？不要物ではない？

総合的に勘案して判断【総合判断説】

- おからの性状・× 腐敗しやすい性質
- 排出の状況・○ 豆腐製造業者により計画的に排出
- 取扱い形態・× 売買されるのはごくわずか
- 取引価値・× 処理料金を徴収していた
- 占有者の意思・○ おからを製造原料にしていた



不要物に該当 ⇒ 無許可営業

2-1) 廃棄物ってなんだろう？

総合判断説

(2021年4月14日付「行政処分の指針について」環境省通知～一部抜粋～)

物の性状

利用用途に要求される品質を満たし、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

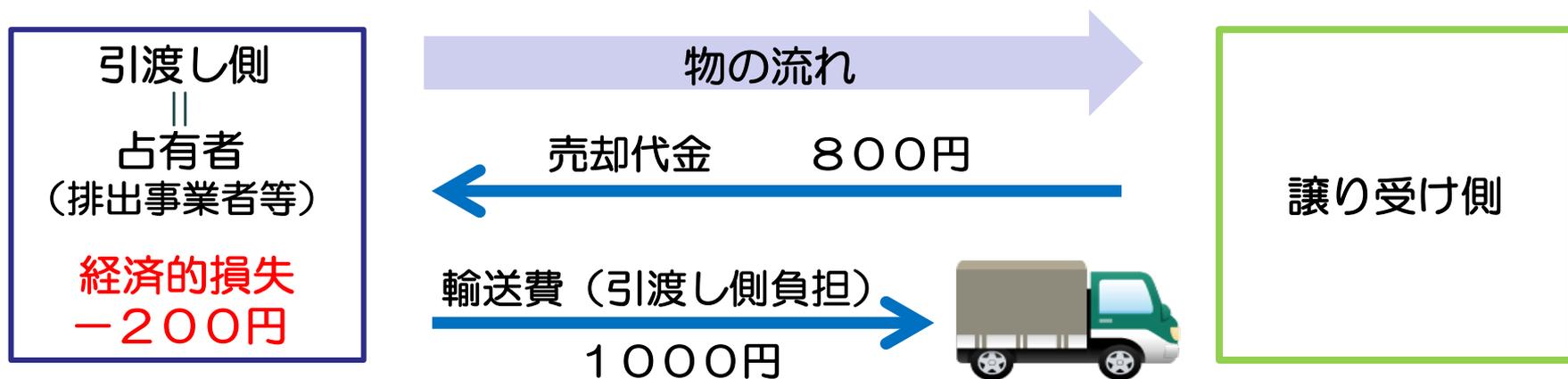
占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

(注) 実際の運用上では、使用済み物品・副産物そのものが、有償物かどうかで判断されることが多い。ただし、**輸送費 > 売却代金は×**

2-1) 廃棄物ってなんだろう？

輸送費が売却代金を上回る場合（1）



※ 引き渡し側の輸送費が売却代金を上回る場合、「手元マイナス」または「逆有償」ともいう。

輸送費が売却代金を上回る場合（2）

廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取り扱い等の明確化

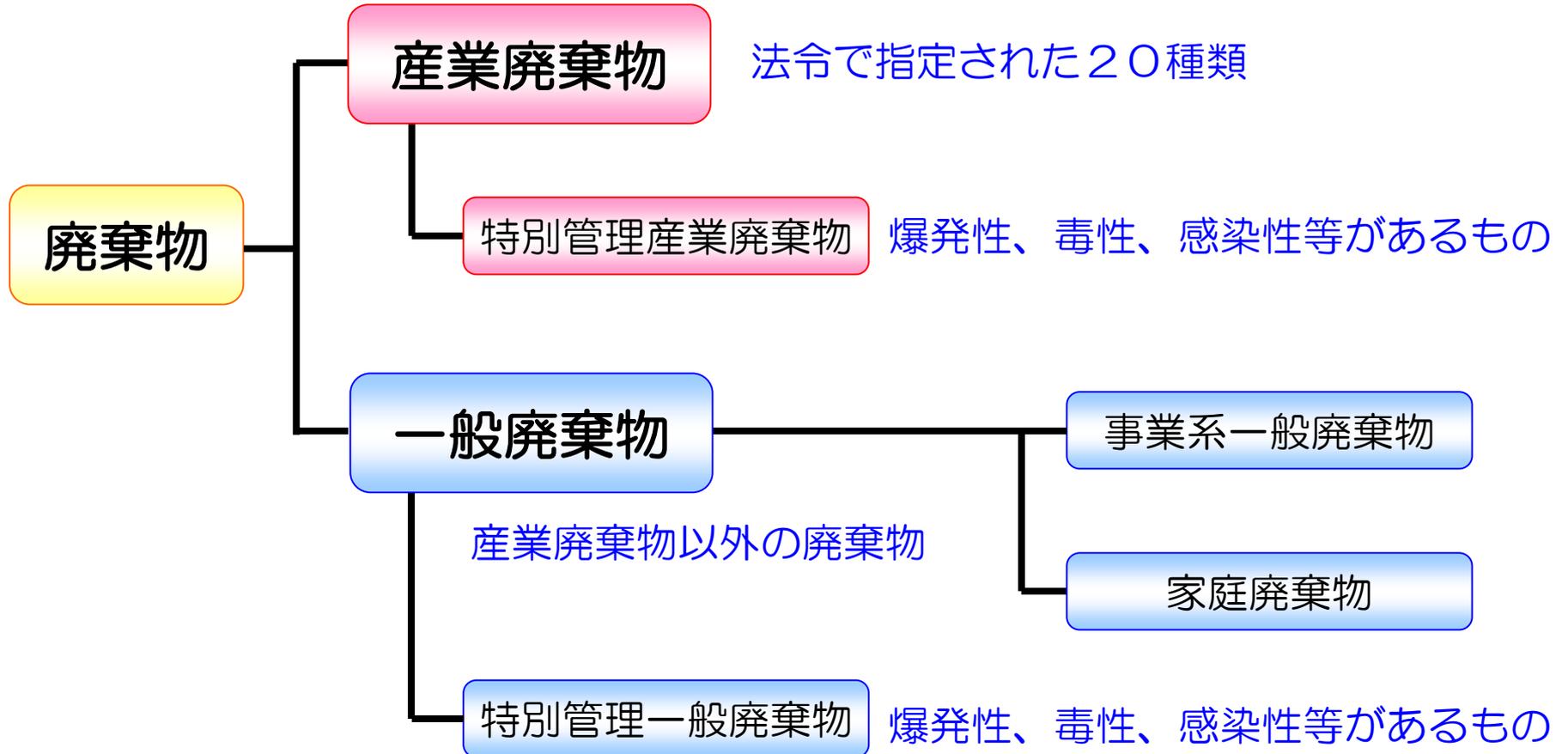
産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。

（平成25年3月改正 平成17年3月環境省通知）

【留意事項】

- **再生利用**：再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること
- **エネルギー源の利用**：エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること
- **遠隔地輸送**：再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること

廃棄物の分類



産業廃棄物の定義

- 産業廃棄物とは — 廃棄物処理法 第2条第4項
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、
廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 特別管理産業廃棄物とは — 廃棄物処理法 第2条第5項
産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は
生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして
政令で定めるもの

特別管理産業廃棄物を産業廃棄物として扱わない！

産業廃棄物とは

事業活動により排出された廃棄物のうち、
法令で指定された **20** 種

- **あらゆる事業活動に伴うもの**
(法律・政令で明示する **13** 種類)
- **排出する業種等が限定されるもの**
(政令で明示する **7** 種類)

※産業廃棄物に規定されている以上は、
企業の規模や排出量に関わりなく、産業廃棄物となる。

産業廃棄物の種類と具体例（1）

- **あらゆる事業活動**が対象である産業廃棄物（**法律**で定められたもの）

種類	具体的な例
(1) 燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、 鉱物性動植物性を問わずすべての廃油
(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性問わず、すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、 すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、 すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）

産業廃棄物の種類と具体例（2）

● **あらゆる事業活動**が対象である産業廃棄物（**政令**で定められた廃棄物）

種類	具体的な例
(7) ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック類）
(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
(9) ガラスくず・ コンクリートくず・ 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
(10) 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去などに伴って生じたコンクリートの破片、 レンガの破片など
(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設に よって集められたばいじん
(20)	(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 (1)～(19)に該当しないもの 例) コンクリート固型化物、灰の溶融固化物

産業廃棄物の種類と具体例 (3)

●排出する業種等が限定される産業廃棄物 (政令で定められた廃棄物)

種類	具体的な例
(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業(注:これら以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物)
(14) 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸業、物品賃貸業(注:これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物) ②貨物の流通のために使用したパレット(あらゆる業種が対象) (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)
(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業(注:これら以外の業種から発生する、天然繊維製の衣類などは、事業系一般廃棄物)
(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら醸造かす、発酵かすなど)
(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体

一廃？ 産廃？ ここが難しい

● 紙くず

政令で業種を指定

排出者の一例 廃棄物の一例	事務所、商店など	本の印刷工場
紙切れ	事業系一般廃棄物	産業廃棄物

● 木くず

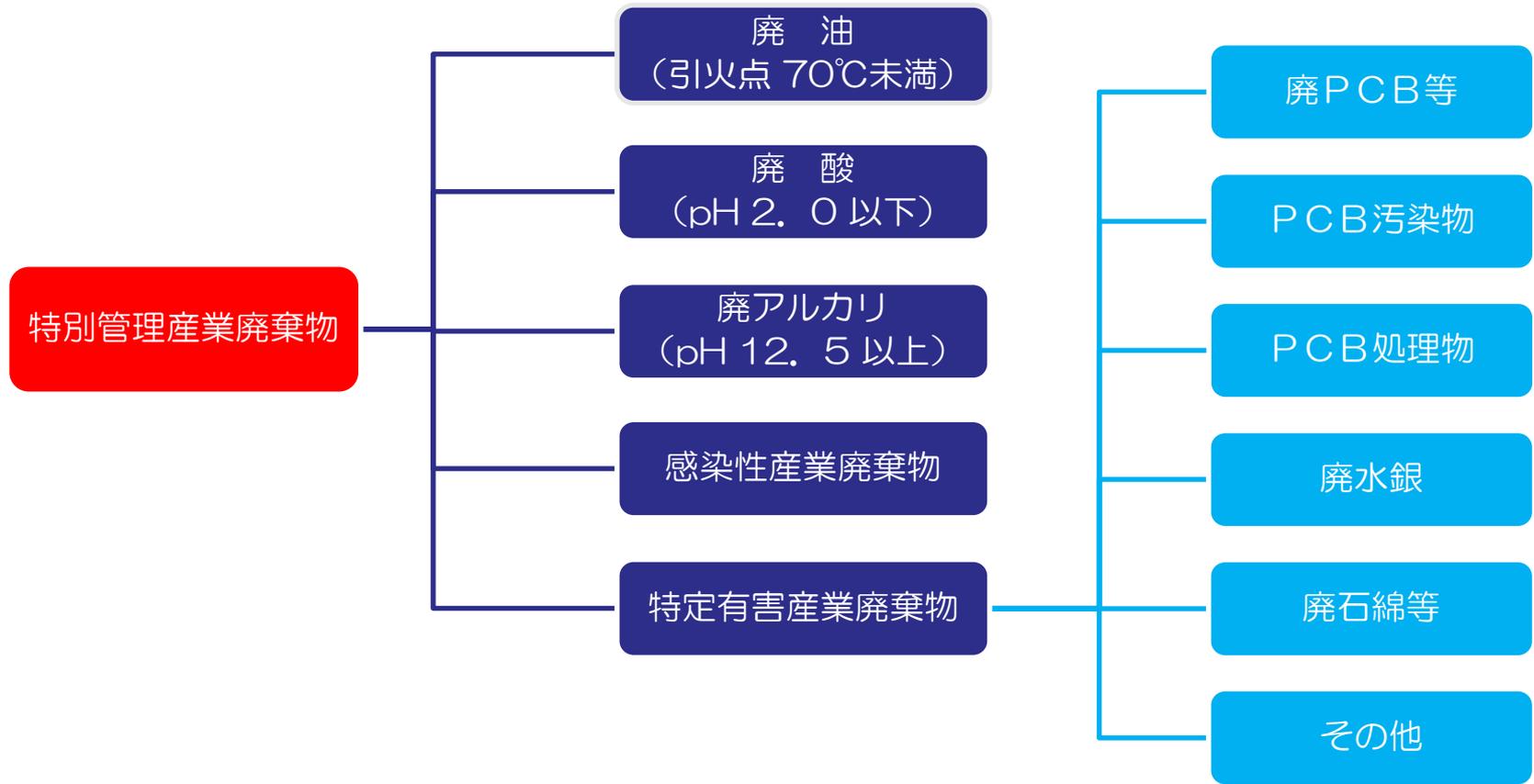
排出者の一例 廃棄物の一例	事務所、商店など	家具製造工場
木製家具	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
木製パレット	産業廃棄物	産業廃棄物

● 動植物性残さ

排出者の一例 廃棄物の一例	事務所、商店など	食品工場
魚や鶏の骨	事業系一般廃棄物	産業廃棄物

特定の業種でなければ産廃にならない！

特別管理産業廃棄物の分類





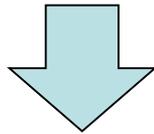
3. 廃棄物処理法は どのように変わってきたの？

制定までの経過

□ 明治期の伝染病の流行

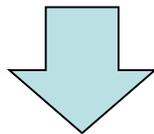
汚物掃除法（明治33年）

※日本最初の廃棄物に関する法律



□ 戦後の廃棄物の増大

清掃法（昭和29年）



□ 高度経済成長期の
ごみ問題、公害の発生

廃棄物処理法（昭和45年）

廃棄物処理法とは

正式名称 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(略称 : 廃棄物処理法、廃掃法)

制 定 : 昭和45年(1970年)

内 容 : 廃棄物の定義、分類、処理等に関する決まり

目 的 : 廃棄物の排出を抑制し、適正に処理して、
生活環境を保全し、公衆衛生を向上させる



3-3) 廃棄物政策はどのように変わってきたの？

廃棄物処理法の改正

昭和45年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 公布・施行 (翌年)
昭和51年	委託基準の設定 再委託の禁止 等
平成 3年	特別管理廃棄物の導入とマニフェスト制度の導入 等
平成 4年	廃棄物の輸出入規制 等
平成 6年	シュレッダーダスト等に関する管理型最終処分場での埋立処分の義務化 等
平成 9年	全産廃にマニフェスト制度、投棄禁止違反の罰則強化等
平成12年	許可取消し要件の追加、野焼き等の禁止
平成15年	悪質業者の許可取消し義務付け、不法投棄の未遂罪創設
平成16年	特定処理施設の事故時の届け出義務、罰則の強化 等
平成17年	処理業者のマニフェストの保存義務等制度の強化 等
平成18年	石綿を含む廃棄物に係る規定の整備 等
平成19年	木くずの取扱い区分変更
平成22年	欠格要件の見直し、収集運搬の許可の合理化、 処理困難時の通知、建設廃棄物は元請業者に処理責任一元化 等
平成28年	廃水銀の特管産廃追加、有害使用済機器の届出義務化 等
平成29年	水銀産業廃棄物に係る規定の整備、電子マニフェストの一部義務化等



3-3) 廃棄物政策はどのように変わってきたの？

廃棄物政策の変遷

年代	内容	法律の制定
戦後 ～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生対策としての廃棄物処理 衛生的で快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ■清掃法（1954）
1960年代 ～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> 高度成長に伴う産業廃棄物の増大と「公害」の顕在化 環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物処理法（1970） □廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設整備の推進 廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> □広域臨海環境整備センター法 □浄化槽法（1983）
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出抑制、再生利用 各種リサイクル法制度の構築 有害物質対策廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> □廃棄物処理法改正（1991） □産業廃棄物処理特定施設整備法 ■環境基本法（1993） □容器包装リサイクル法（1995） □廃棄物処理法改正（1995） □家電リサイクル法（1998） □ダイオキシン類対策特別措置法
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成を目指した3R推進 廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ■循環型社会形成推進基本法（2000） □建設・食品リサイクル法（2000） □廃棄物処理法改正（2000） □PCB特別措置法（2001） □自動車リサイクル法（2002） □産業廃棄物支障除去特別措置法 ■廃棄物処理法改正（2003～2018）

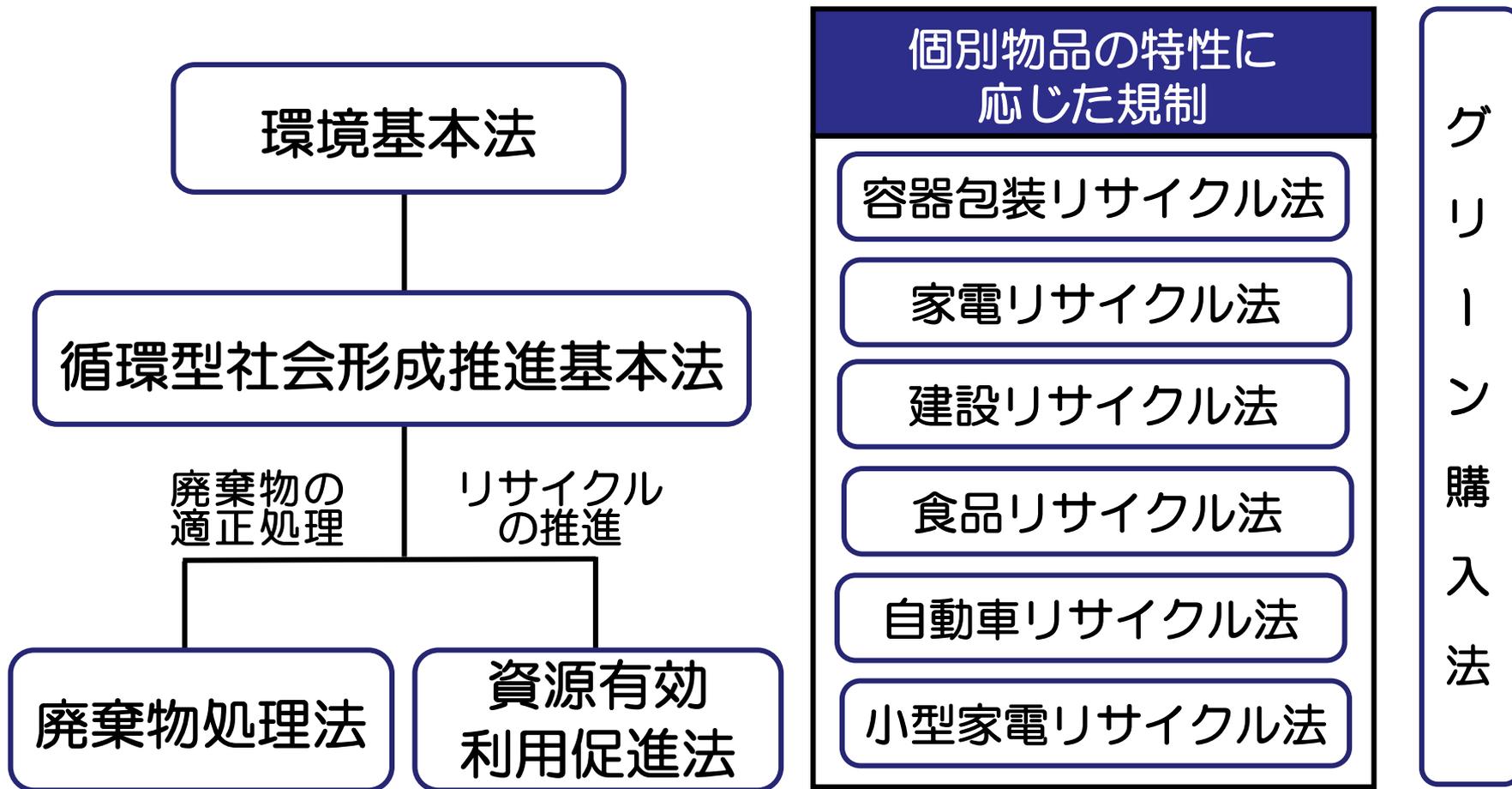
衛生面の向上

公害・環境

資源リサイクル・循環型社会

出典：環境省「日本の廃棄物処理の歴史と現状」より作成

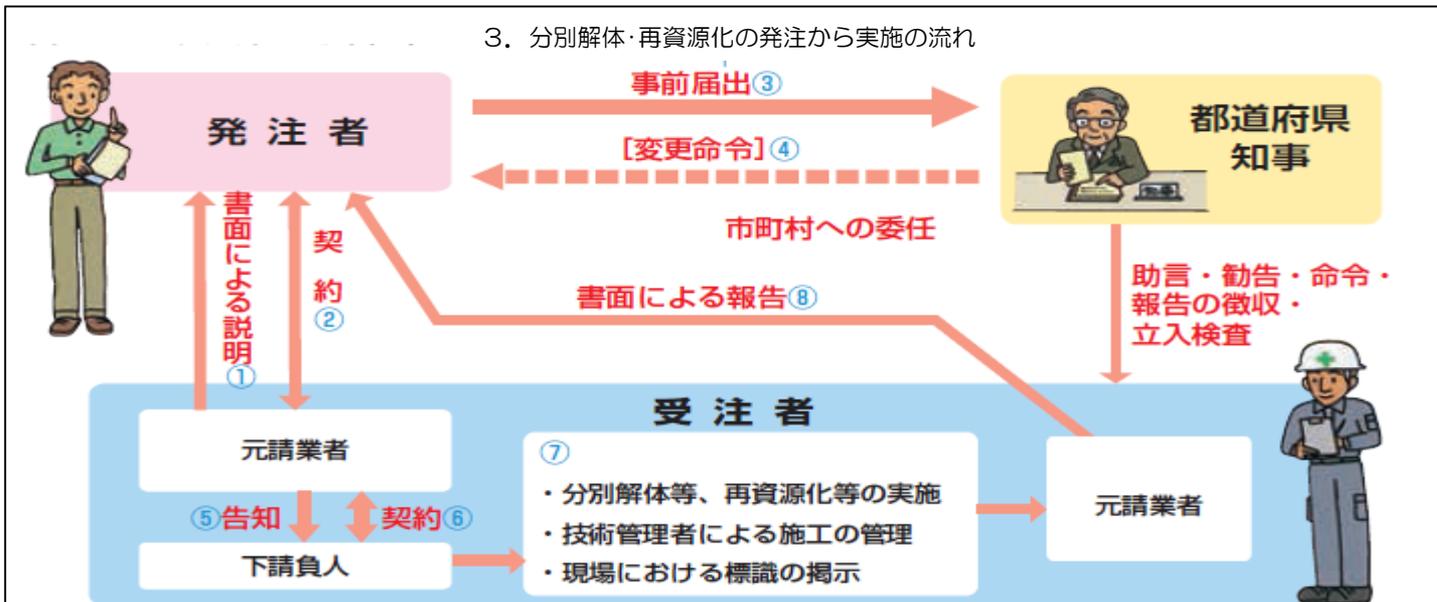
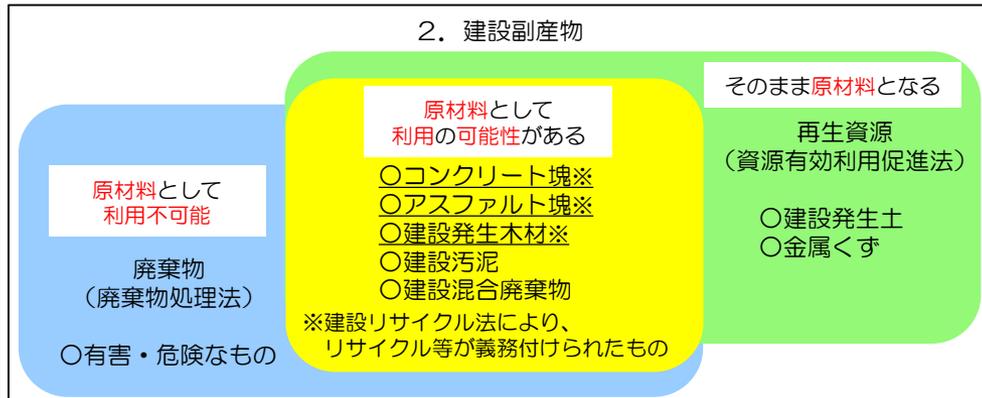
循環型社会形成のための法体系



3-4) 循環型社会形成推進基本法とリサイクル法

建設リサイクル法の仕組みと諸手続き

1. 対象となる建設工事	
工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上



平成14年5月施行

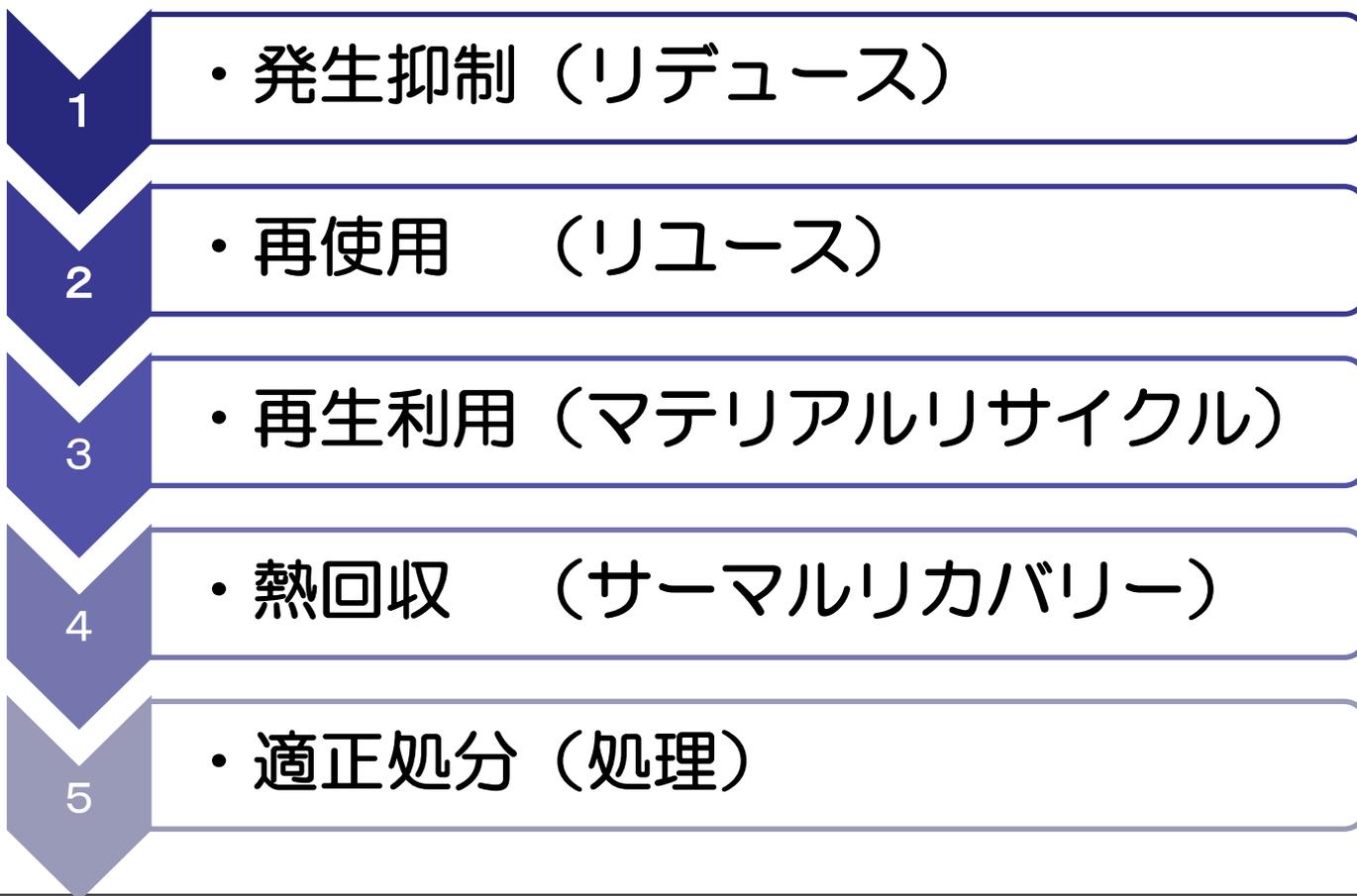


再資源率が大きく改善

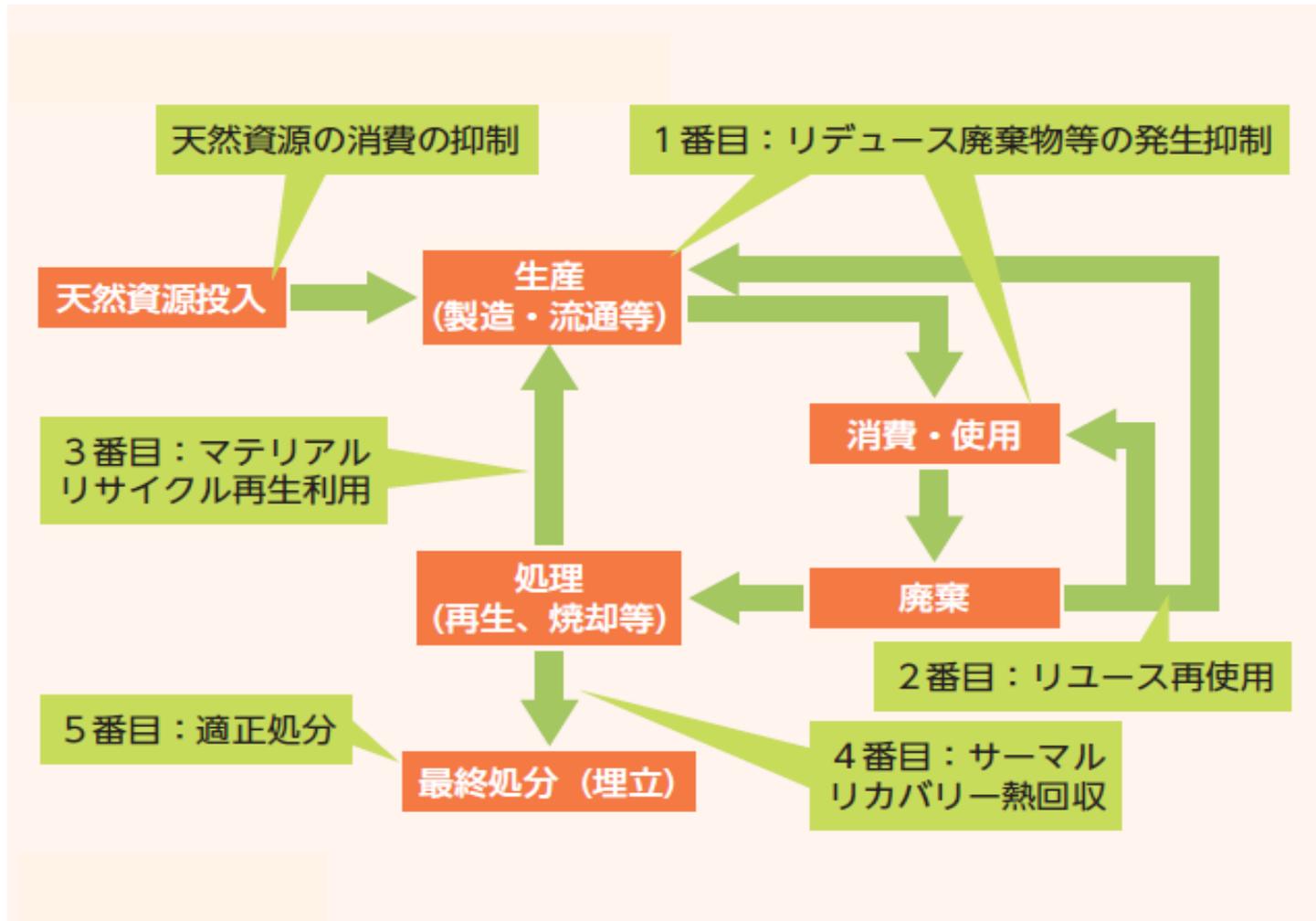
出典：経済産業省 資源循環ハンドブック2018 法制度と3Rの動向

循環型社会形成推進基本法

- 循環資源の循環的な利用及び処理の基本原則
5段階の優先順位



循環型社会の姿

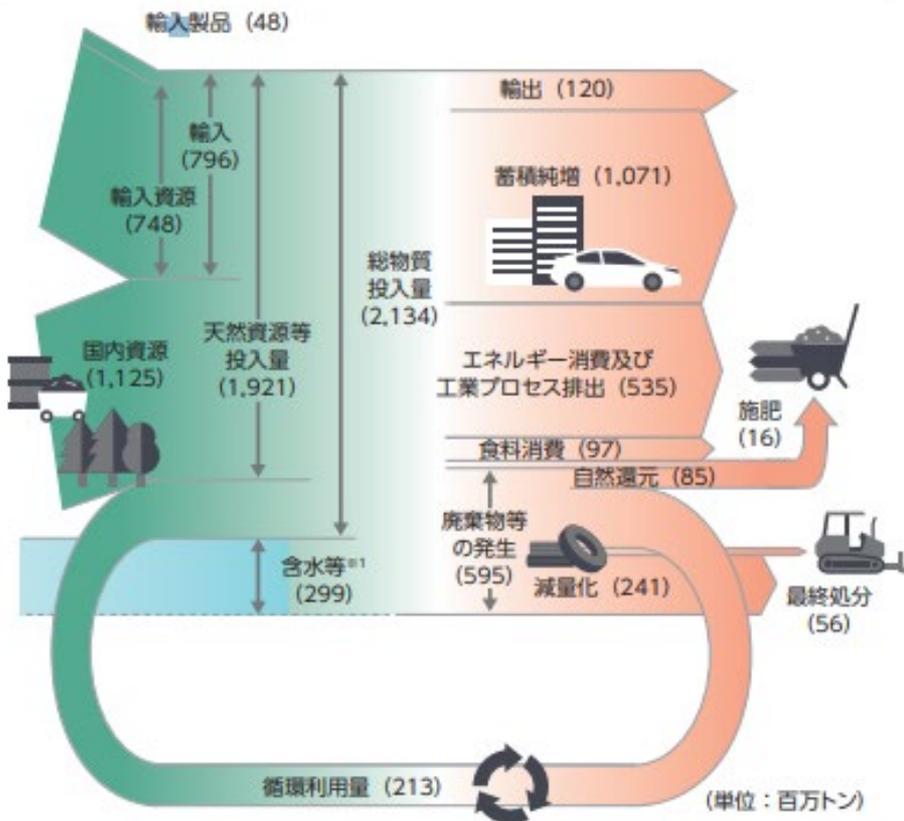


出典：環境省 平成26年度「環境白書」

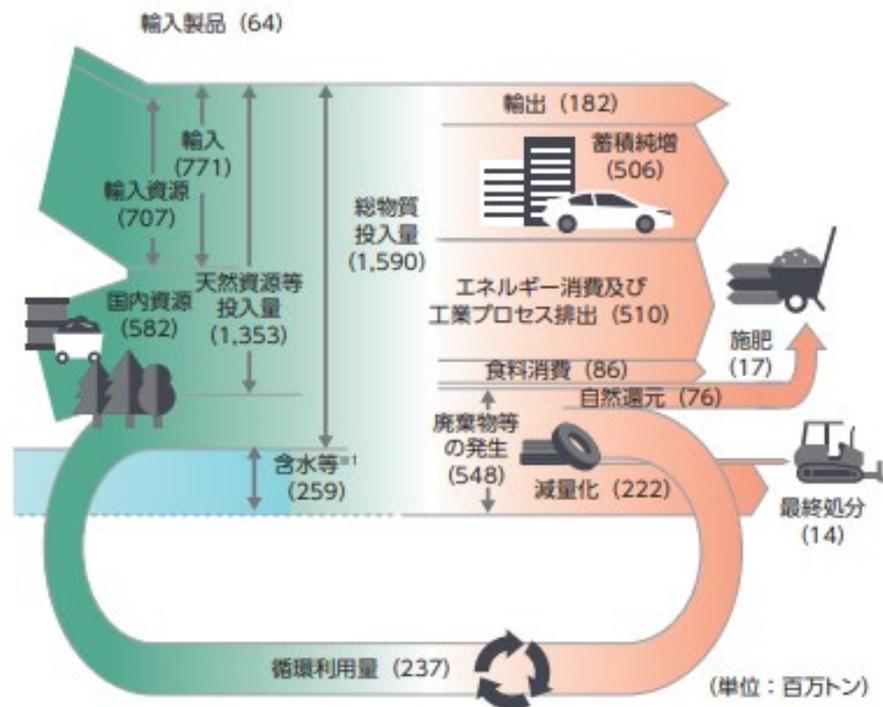
3-4) 循環型社会形成推進基本法とリサイクル法

我が国における物質フロー

2000 年度(参考)



2017 年度



出典：環境省 令和2年度「環境白書」

東京都のプラスチックのリサイクル促進

① 発生抑制



② マテリアルリサイクル

③ ケミカルリサイクル

④ サーマルリカバリー

⑤ 残渣処理



平成23年4月から
都処分場
廃プラ完全埋立ゼロ

廃ペットボトルの店頭回収への規制緩和 ～都が再生利用指定制度を活用して～

平成27年3月20日から運用開始



リサイクルが確実に
行われる
廃ペットボトル



小売業者への規制緩和

- 廃ペットボトルは産廃
- 個別指定したリサイクル施設へ運搬委託する場合は、マニフェストの交付は不要

輸送業者への規制緩和

- 都内で回収した小売等の店頭回収の廃ペットボトルを都が個別指定したリサイクル施設へ運搬委託する場合は、産廃の収集運搬の許可は不要
(欠格条項該当者は対象外)
(施行規則第9条)

東京都が個別指定したリサイクル施設(現在3社)

- 個別指定したリサイクル施設は処分業の許可は不要
(施行規則第10条の3)



4. 廃棄物処理と 排出事業者責任とは？

廃棄物処理の目的

廃棄物処理法 第1条（目的）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な**分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理**をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

分別

保管

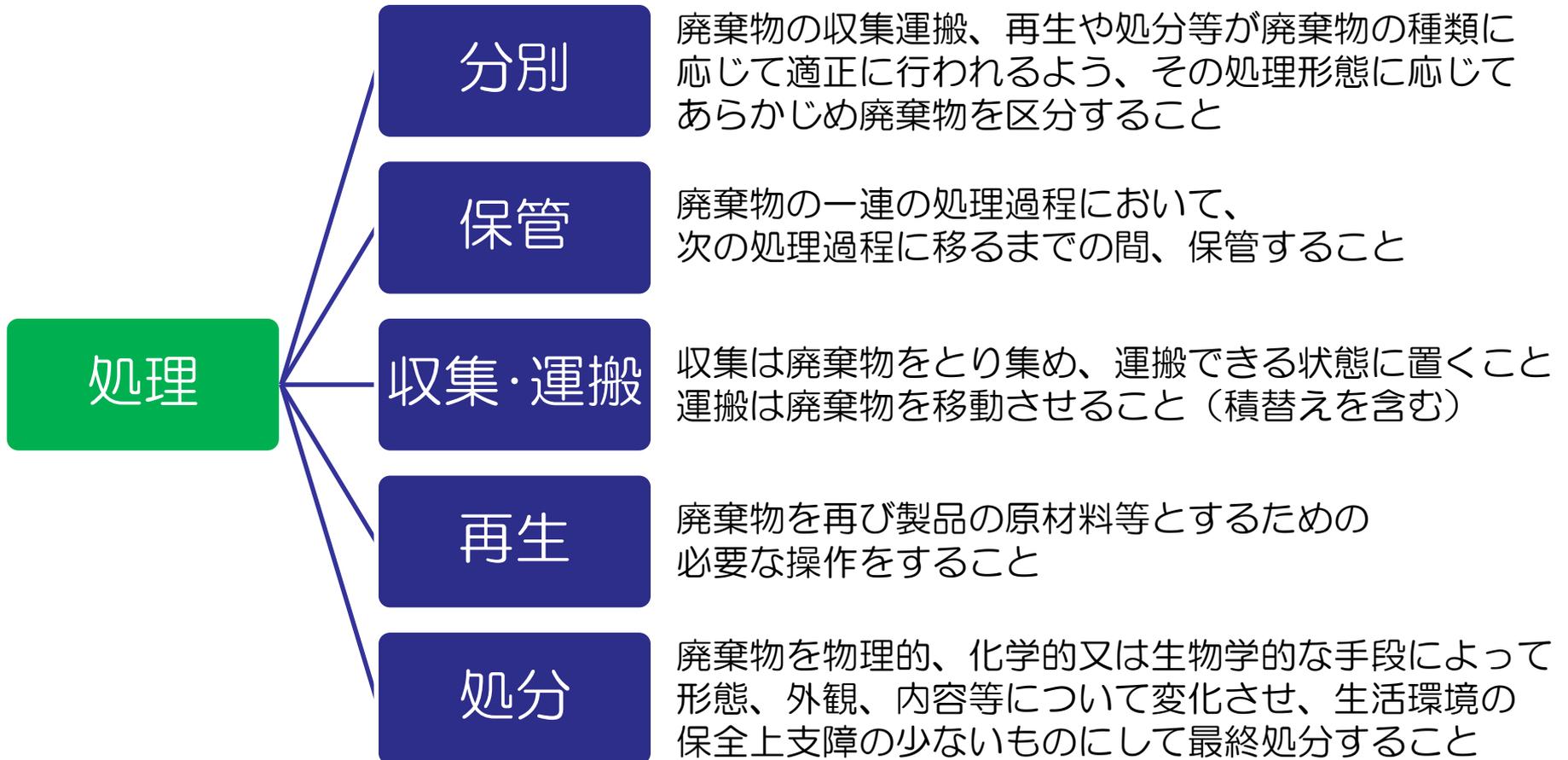
収集

運搬

再生

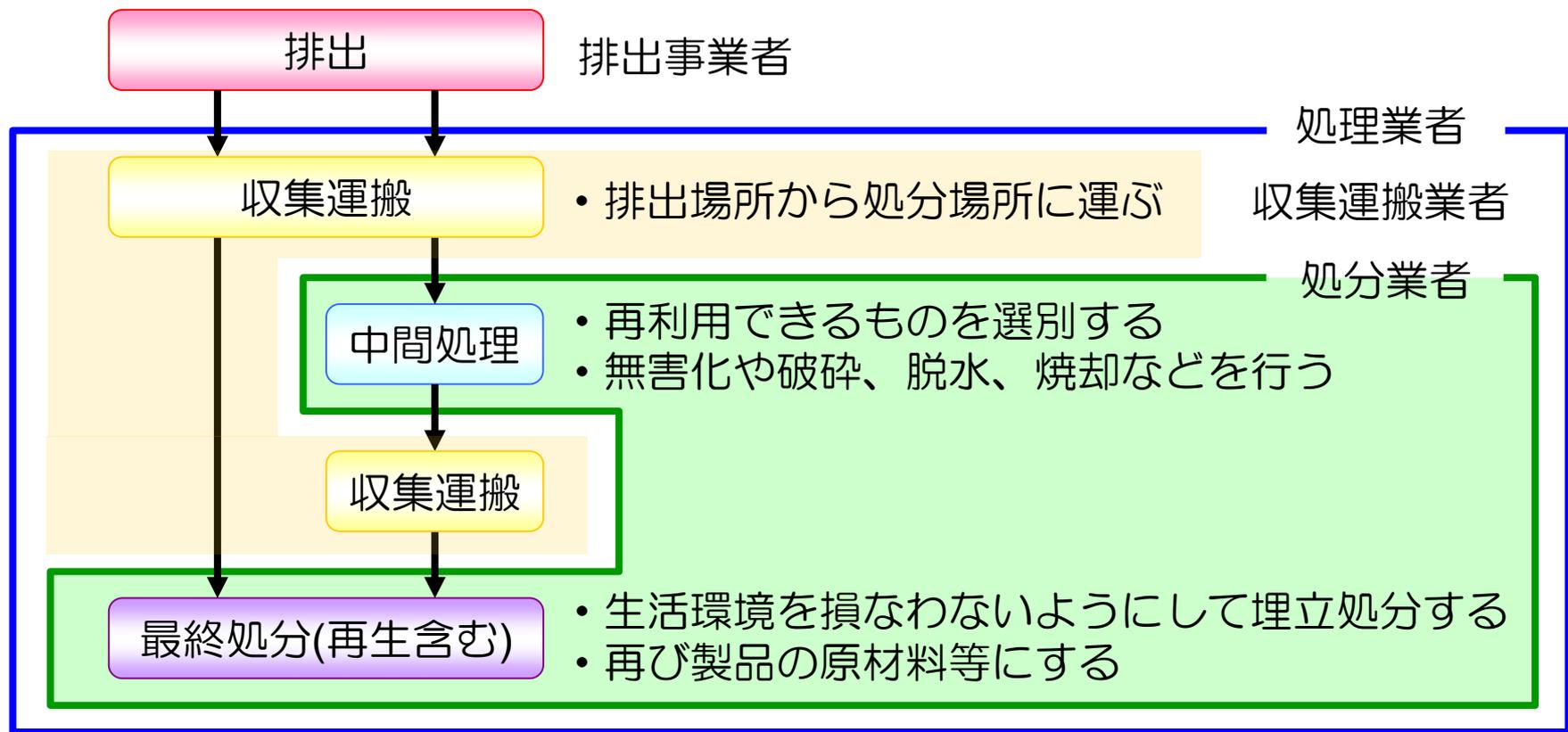
処分

廃棄物処理法における「処理」の定義



廃棄物処理のフロー

収集運搬、中間処理、最終処分の3つの過程



排出事業者の責務

廃棄物処理法 第3条（事業者の責務）

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。



- ① 自ら運搬または処分を行う。
- ② 他人に収集運搬又は処分を委託する。

 **料金を払い許可業者に委託しても排出事業者責任は回避されない**

委託処理する排出事業者の責務

他人に収集運搬又は処分を委託する場合、
産業廃棄物の委託基準などを遵守

- ① 委託予定業者の処理状況を確認する
- ② 排出する廃棄物の性状等の情報を正確に伝える
- ③ 収集運搬、処分の許可業者それぞれに委託する
- ④ 委託契約書は書面で行う
- ⑤ 産業廃棄物を引渡す時マニフェストを交付し、返送を確認する
- ⑥ 引渡した廃棄物が適正に処理されたことを確認する
- ⑦ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書を提出する

4-2) 排出事業者責任とは？

排出事業者の適正処理確認の注意義務制度と処理業者の役割

排出事業者による処理状況確認の注意義務の明確化

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(法第12条第7項、第12条の2第7項関係、平成22年度改正)

確認する方法として (平成23年2月環境省通知)

- ① 処理施設に**直接出向き確認**する。
- ② 優良認定を受けた処理業者などが、産業廃棄物の処理状況や施設の維持管理の状況に関する情報を公表している場合には、当該情報により**間接的に確認**する。

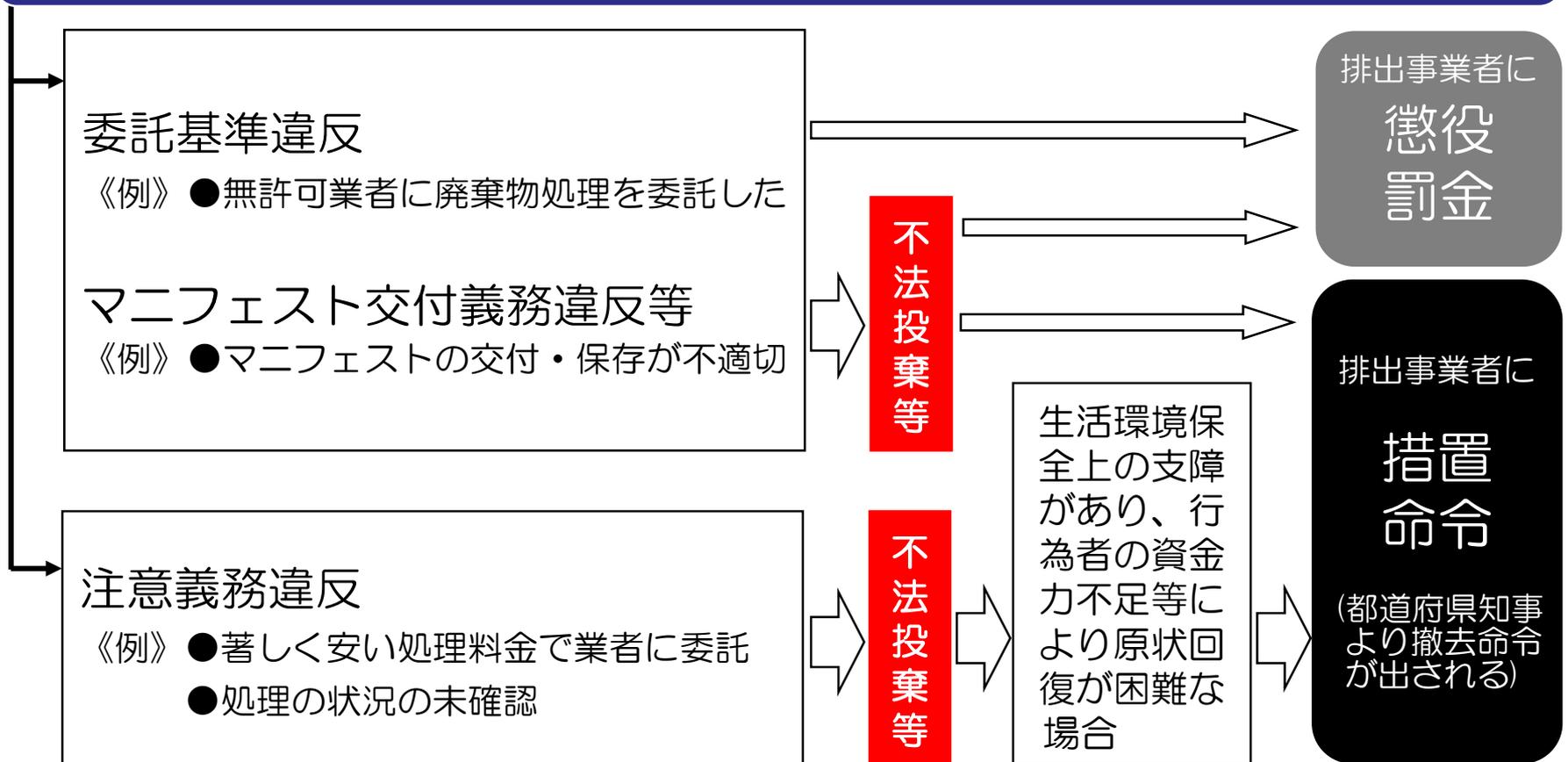
処理業者の役割 処理状況や維持管理の状況に関する情報の積極的な公表

処分業者、積替保管業者 ⇒ 産業廃棄物に係る報告・公表制度により公表 (都条例)

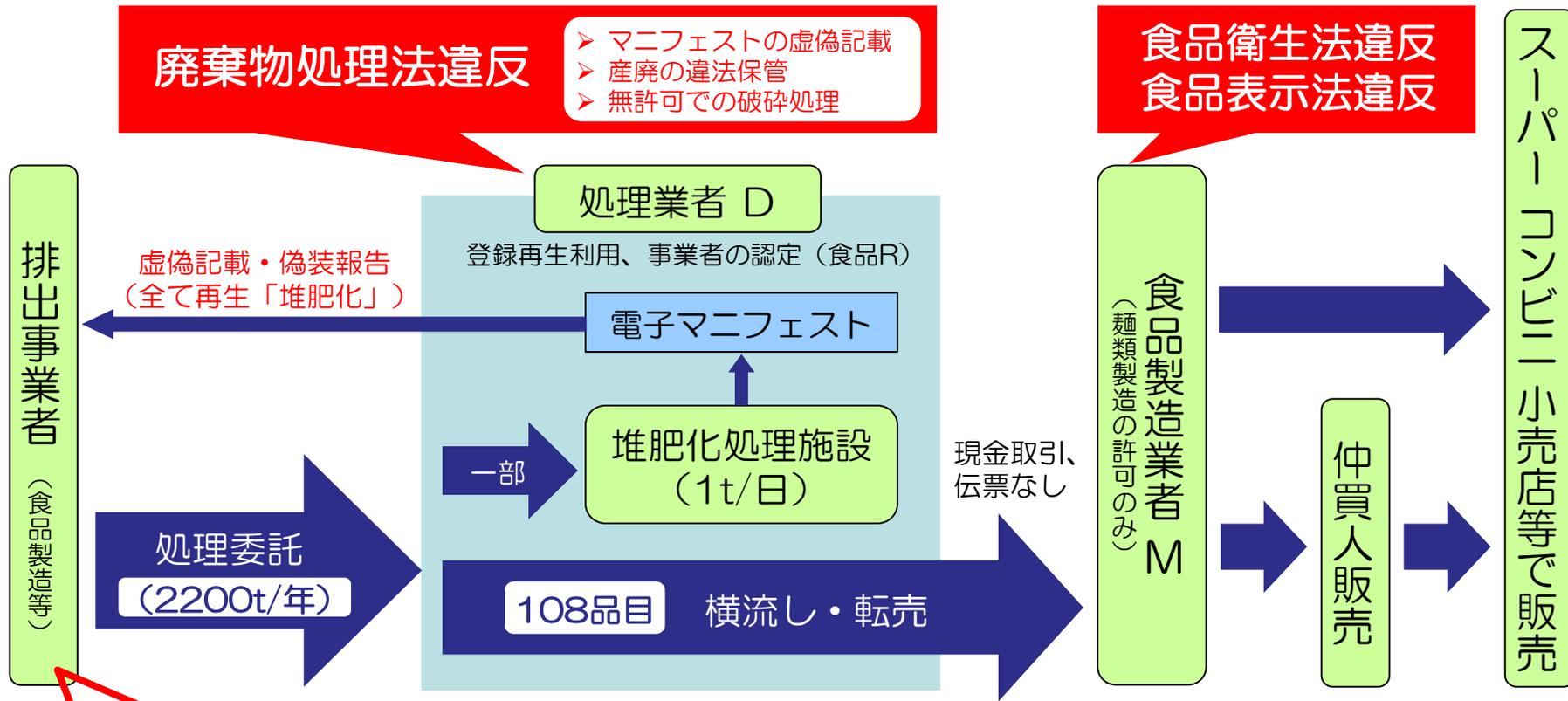
4-2) 排出事業者責任とは？

処理業者による不適正処理に伴う排出事業者への措置命令

排出事業者責任を果たしていない場合（委託の場合）、
処理を委託しても責任を問われることがある



平成28年の食品廃棄物転売事件



排出事業者責任の有無

- マニフェストの確認・管理が適切であったか
- 処理業者の処理状況の確認はされたか (努力義務)
- 適正な委託料金であったか
- 不適正な処理が行われることを知り得てはいないか

【D倒産】

廃棄物総保管量約12,500m³。
愛知県が産業廃棄物処理基準に適合させるよう改善命令・処理困難通知の発出命令。

【排出事業者】

愛知県が回収を促す文書指導、最終的に84社の排出事業者が回収を行い、2,091 t 回収。
(撤去量合計3,036 t の68.9%)

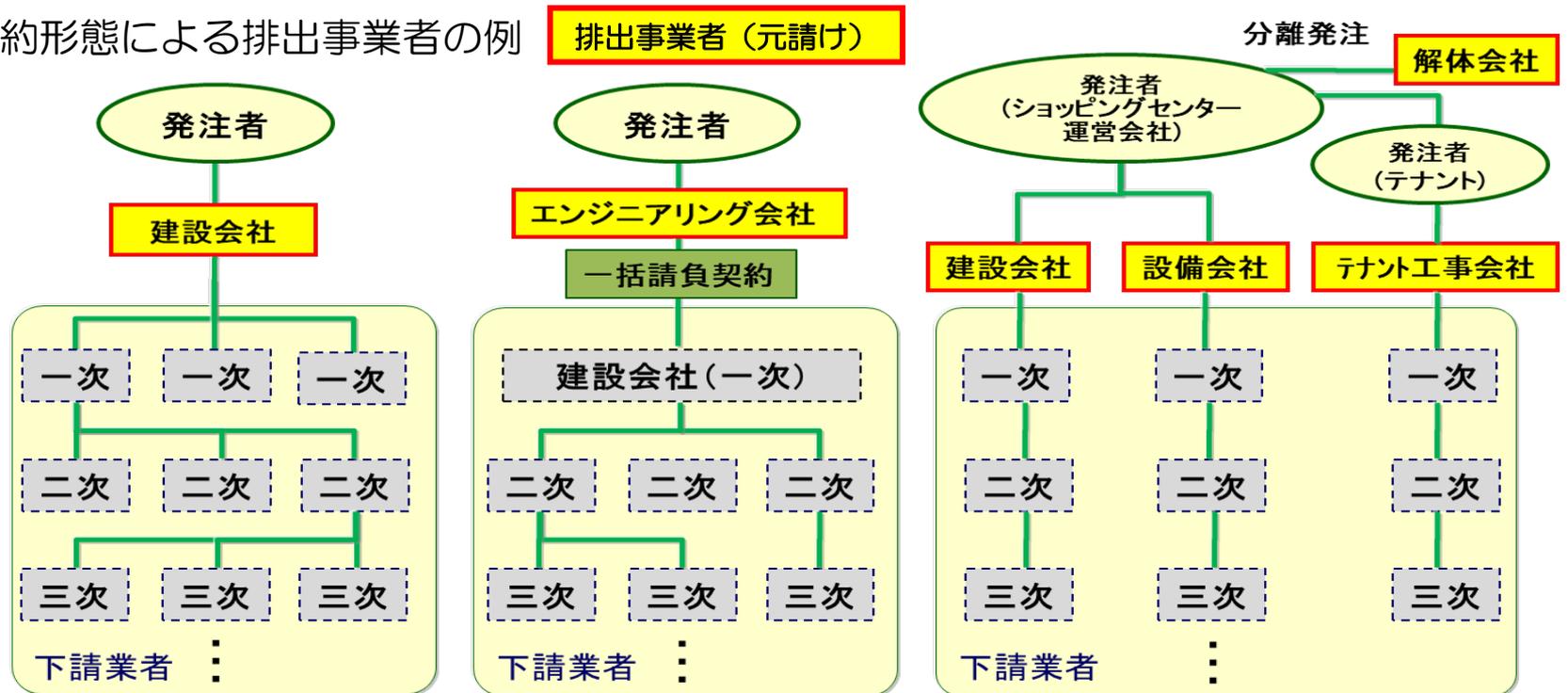
4-2) 排出事業者責任とは？

建設工事における排出事業者と産業廃棄物処理業の許可等

平成22年法改正 元請業者が排出事業者として責任を有する

※ 元請業者は、廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正な処理を委託しなければならない。

■ 契約形態による排出事業者の例



4-2) 排出事業者責任とは？

■ <例外規定>

下請負人が元請業者から書面による請負契約で産業廃棄物の運搬を行うことが定められている場合の例外が可能

(下請負人が不適正な取扱いをした場合は元請負人も責任を負う)

- ① 下請負人による建設工事現場内での保管
⇒ 保管基準が適用
- ② 下請負人による一定の廃棄物についての運搬
⇒ 業許可不要、処理基準が適用、マニフェストは元請業者交付

※下記の条件をすべて満たしていることが条件となります。

- ① 建設工事（解体工事、新築・増築工事を除く）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの又は建築物等の瑕疵補修工事で、請負代金相当額が500万円以下であるもの
- ② 特別管理廃棄物でない
- ③ 1回当たりの運搬量が1立方メートル以下
- ④ 排出する事業所の都道府県又は隣接する都道府県で元請業者が所有権を有する施設に運搬
- ⑤ 運搬途中において保管が行われない

- ③ 元請業者から委託を受けずに下請負人が行う委託
⇒ 元請業者が破産等やむをえない場合など、委託基準が適用

4-2) 排出事業者責任とは？

産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）【抜粋】

○マニフェストの交付について

ビル管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の**集荷場所を提供する場合**のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されているシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、**当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えない。**

○処理責任

上記の場合においても、**処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならない。**

（平成23年3月17日付 環廃産発第110317001号 一部抜粋）



5. 法令や条例は
どうなってるの？

法令や条例の体系

● 法令

法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
国会が制定

政令

（施行令）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
内閣が制定
法律の実施に必要な細則や法律が委任する事を定める

省令

（施行規則）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
各大臣が制定
法律もしくは政令の実施に必要な細則や法律もしくは政令が委任する事項を定める

通知やガイドライン

法律の解釈や運用上の留意点を説明するもの
<https://www.env.go.jp/hourei/add/>

● 条例・規則

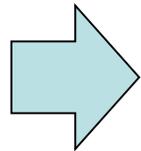
条例・規則

各都道府県や区市町村条例
各自治体が制定

東京都廃棄物条例
東京都廃棄物規則

廃棄物処理業の許可

廃棄物の収集運搬・処分は法令による一般的禁止行為
(誰でも受託できるものではない)



条件を満たしている業者のみが受託できる【**許可制度**】

- 許可により事業の区分（収集運搬or処分）と各区分における事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類や積替・保管の有無、処分方法等）を定義
- 許可業者は、一定のルールに従って廃棄物を収集運搬、処分する義務あり
- ルール（収集運搬・処分・委託基準等）違反は改善命令や罰則あり

業の許可制度の違い

産業廃棄物

都道府県知事・政令市長 ⇒ 収集運搬、処分業の許可

※許可要件に適合すれば許可を出さなければならない

一般廃棄物

区市町村長 ⇒ 区市町村による一般廃棄物の収集、運搬が困難である場合に限り処理業を許可 (区市町村の裁量)

※必要がなければ許可を出さない

区市町村

- 一般廃棄物処理計画を策定
- 区域内の一般廃棄物を収集、運搬、処分

直営処理
委託処理

事業系一般廃棄物

- ① 事業者自ら又は区市町村が処理
- ② 一廃許可業者が受託処理

※区市町村が一般廃棄物処理の統括的な責任を有する

産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化

産業廃棄物の収集運搬については、積み降ろしを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて（※）収集運搬の業を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

（※）政令市の許可が必要となる場合

- 政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- 都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

〈政令市の産廃許可について〉

- 都道府県の収集運搬許可は、政令市内にも適用
- ただし、政令市内で収集運搬（積替え保管）及び処分業を行う場合は、政令市長の許可が必要

許可証

- 必要な許可を確認する
- 必要な廃棄物の種類を取得する
- 不足の許可は追加取得する
- 許可は5年ごとの更新申請が必要
※国の優良産廃処理業者認定制度の
認定を受けた場合は7年間

様式第七号(第十条の二関係) 令和2年 8月30日 2環産産第9999号
許可番号 第13-00-999999号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏 名 株式会社 東京産廃収運
代表取締役 環境 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**

許可の年月日 令和2年 8月30日
許可の有効年月日 令和7年 8月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
収集・運搬(積替え保管を除く)

(2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上8種類)

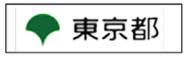
2 積替え保管施設

3 許可の条件
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条
例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況
令和2年 8月 30日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無
(以下余白)



変更許可申請と変更届・廃止届

● 事業の範囲を変更するときは、「変更許可申請」が必要

例：取り扱う廃棄物の種類を増やす場合、「積替え保管を除く」から「積替え保管を含む」許可に変更する場合 など

● 「変更届・廃止届」が必要な場合

項目番号	届出事項	届出方法		変更日等からの届出期限	許可証の書換
		来庁	郵送		
1	法人の名称の変更	○	○	30日以内	有
	個人事業者の氏名の変更	○	○	10日以内	有
2	法人の本店所在地の変更	○	○	30日以内	有
	個人事業者の住所の変更	○	○	10日以内	有
3	法人の代表者の変更	○	○	30日以内	有
	法人の役員等の変更	○	○	30日以内	
	政令使用人の変更、株主等の変更	○	○	10日以内	
4	運搬車両の変更	○	○	10日以内	
	運搬船舶の変更	○	○	10日以内	
5	運搬車両用の駐場所所在地の変更	○	○	10日以内	
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	○	○	10日以内	有
7	政令市(八王子市)における積替え保管許可の有無の変更	○	○	10日以内	有
8	産業廃棄物処理業の廃止	○	×	10日以内	
9	欠格要件該当の届出	○	×	2週間以内	
10	水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取り扱う旨の許可証への記載	○	○	R4. 9. 30	有
11	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	窓口にて、ご相談ください。			

出典：令和3年3月東京都環境局「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業 変更届・業の廃止届の手引き」



5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

産業廃棄物処理業の許可証（例）

様式第七号（第十条の二関係） 令和2年 8月30日 2環産産第9999号
許可番号 第13-00-999999号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名 株式会社 東京産廃収運
代表取締役 環境 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**

許可の年月日 令和2年 8月30日
許可の有効年月日 令和7年 8月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
収集・運搬（積替え保管を除く）

(2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上8種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況
令和2年 8月 30日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



認定番号: **-*-******



様式第九号（第十条の六関係） 令和 3年 4月 1日 3環産産第9999号
許可番号 第13-20-999999号

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号
氏名 株式会社東京太郎
代表取締役 東京 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**

許可の年月日 令和 3年 1月 2日
許可の有効年月日 令和 8年 1月 1日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）
(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
破砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(以上3種類)

2 事業の用に供する施設
施設所在地：東京都新宿区西新宿五丁目8番1号

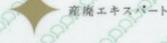
施設種別	産業廃棄物の種類	単独処理能力	複合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	3.14 (t/日)	3.58 (t/日)	平成2年 7月1日	---	---
	金属くず	1.59 (t/日)				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.85 (t/日)				

3 許可の条件
(1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令の規定を遵守すること。
(3) 中間処理は、本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況
平成 3年 1月 2日 新規許可
令和 3年 1月 2日 更新許可 第 6回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



都認定番号: 1-20-C9999SD

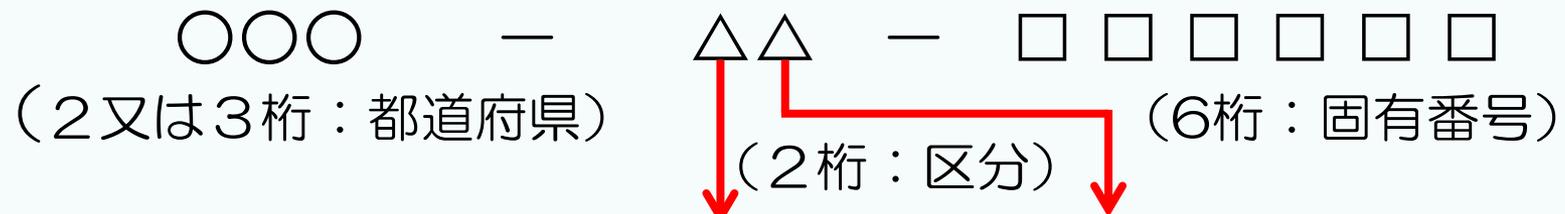


* 優良性基準適合認定制度認定業者向け東京都の産業廃棄物処理業許可証がリニューアルされました。（令和3年4月1日）
収集運搬業は旧デザイン、処分業は新デザインの例を掲載しています。



産業廃棄物処理業の全国統一許可番号制

▶ 全国統一許可番号



- 0 収集・運搬
- 1 収集・運搬 (積替え保管を含む)
- 2 処分 中間処理
- 3 処分 最終処分
- 4 処分 中間処理・最終処分
- 5 特別管理収集・運搬
- 6 特別管理収集・運搬 (積替え保管を含む)
- 7 特別管理処分 (中間処理)
- 8 特別管理処分 (最終処分)
- 9 特別管理処分 (中間処理、最終処分)

都道府県独自の設定番号 (例)

1	a~e 全て
2	a
3	b
4	c
5	
⋮	
⋮	
⋮	

a 感染性廃棄物
 b 廃油 (引火性)
 c 強酸、強アルカリ
 d アスベスト等
 e 金属等を含む

例) 13-10-123456
 東京都
 収集・運搬 (積替え保管を含む)
 番号123456

廃棄物処理法の罰則【抜粋】（1）

（平成23年4月1日施行後）

1. 罰則に係る行為及び罰の内容

刑罰	法	号	該当する行為
5年以下の懲役若しくは 1000万円以下の罰金又 はこの併科	25条	1	無許可営業
		3	無許可変更
		5	事業停止命令等違反及び措置命令違反
		7	名義貸し禁止違反
		10	廃棄物処理施設の無許可変更
		13	産業廃棄物の受託禁止違反
		14	廃棄物の投棄禁止違反
		15	廃棄物の焼却禁止違反

刑罰	法	号	該当する行為
3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又はこの併科	26条	1	委託基準違反、再委託基準違反
		2	処理施設改善・使用停止命令違反、廃棄物処理基準に係る改善命令違反
		3	施設無許可譲受け、無許可借受け
		6	廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬



5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

刑罰	法	号	該当する行為
1年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金	27条の2	2	収集運搬における管理票写し送付義務違反
		3	管理票回付義務違反
		4	処分における管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載
		5	管理票・管理票写し保存義務違反
		6	虚偽管理票交付
		7	管理票未交付による産業廃棄物引き渡し
		8	虚偽管理票写し送付、虚偽報告
		10	電子管理票報告義務違反、虚偽報告
		11	管理票勧告に係る命令違反

刑罰	法	号	該当する行為
6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	29条	1	欠格要件該当届け違反
		2	処理施設使用開始前検査義務違反
		4	産業廃棄物の処理が困難となった通知義務違反、虚偽通知



5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

刑罰	法	号	該当する行為
30万円以下の罰金	30条	1	帳簿備え付け保存等義務違反
		2	廃棄物処理業廃止変更届出義務違反、処理施設廃止等届出義務違反、最終処分場埋立終了届出義務違反、処理施設相続届出義務違反
		4	処理施設の維持管理記録義務違反
		5	産業廃棄物処理責任者設置義務違反、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反
		7	報告義務違反、虚偽報告
		8	立入検査及び無償消去拒否妨害忌避
		9	技術管理者設置義務違反

- 廃棄物処理法の罰則のうち、主に処理業者（収集運搬・処分業者）に該当するものを抜粋して掲載しています。このほかに、排出事業者にも該当する罰則もあります。
- 廃棄物処理法は、度重なる法改正に伴い、罰則が強化されています。日々行っている業務（マニフェストの記載、各種報告等）に関しても罰則がありますので、注意が必要です。
- 経営者のみならず、実務担当者の行為によっては、罰則が科せられる場合があります。

廃棄物処理法の罰則【抜粋】 (2)

2. 雇い主である法人又は人に係る罰則（当該法人等及び行為者の双方を罰する。）

法第32条\内容	罰則に係る行為者	罰則に係る行為者の行為の内容	雇い主である法人又は人の罰の内容
法人に係る両罰規定	法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員	法人の業務に関し、25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項に該当する違反行為をしたとき	3億円以下の罰金

両罰規定の対象となる違反行為

両罰規定の対象となる行為はたくさんありますが、使用者の法人に対し、最高で「3億円以下の罰金」という、非常に重い罰金が科せられる違反には気をつけなければなりません。法人に対し、「3億円以下の罰金」が科せられる原因となる違反行為は、「廃棄物処理業の無許可営業」「廃棄物の不正輸出」「不法投棄」「不法焼却」の4つの場合です。実際にはそれらの行為をやり遂げていない「未遂」であっても、「既遂」の場合と同様、法人に対し「3億円以下の罰金」が科せられる可能性がありますので、注意しておいてください。



5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

許可取消となる欠格要件の対象者、事項とは

<各条項簡略>

- 1 (1)心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（環境省令：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
(2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合及び結集・脅迫・背任）、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 重大な廃棄物処理法違反又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。当該取消しが法人である場合には、行政手続法による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。
- 5 廃棄物処理法、浄化槽法の許可の取消しに係る聴聞通知があった日から、その処分を決定する日までの間に産業廃棄物処理業又は浄化槽業務の廃止届出をした者で、5年を経過しないもの
- 6 上記5に規定する期間内に産業廃棄物処理業又は浄化槽業務の廃止届の提出があった場合において、聴聞通知の日前60日以内に当該法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者、又は個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 廃棄物処理および浄化槽の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由 がある者
- 8 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）
- 9 未成年者の法定代理人が1から8までのいずれかに該当するもの
- 10 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの
- 11 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 12 個人で政令で定める使用人のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの

5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

産業廃棄物に関連する行政処分の事例（東京都）

処分の理由（抜粋）	
1	収集運搬の許可が失効した日から新規に許可を取得するまでのうち、約2ヶ月程度、無許可で収集運搬を行っていた。
2	産業廃棄物収集運搬業の許可を取得後、許可とは別の屋号を用いて、都民の家庭にチラシを配布し、不用品回収などと称して、一般廃棄物収集運搬の許可を受けずに一般廃棄物の収集運搬を行っていた。
3	解体工事において、許可を受けていない者に産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託した。
4	建物解体工事に伴い生じた産業廃棄物について、排出事業者であるにもかかわらず、産業廃棄物管理票を交付しなかった。
5	事業者及び役員等が、廃棄物処理法違反により、罰金刑等が確定した。 ・不法投棄、委託基準違反、受託禁止違反、虚偽の管理票の交付等の禁止 など
6	他県知事から廃棄物処理法違反により、許可の取消処分を受けた。 ・一般廃棄物処分業の許可を有しないにもかかわらず、一般廃棄物を受け入れ、一般廃棄物の処理施設の許可を受けていない破砕施設で処分を行った、改善命令違反、不法投棄 など
7	その他、刑法や道路交通法などの法律による刑が確定等、破産手続き開始 など

立入検査での不適正事例（東京都）

不適正事例	
1	許可品目でない廃棄物を受け入れている
2	登録されていない車両が使用されている
3	看板の許可期限が失効、表示が不鮮明
4	契約書、マニフェストの記載事項が不十分
5	排出事業者が保管すべきマニフェストA票を保管
6	側溝等の清掃が行われていない



6. 法令で定められている 産業廃棄物処理基準とは？

保管基準

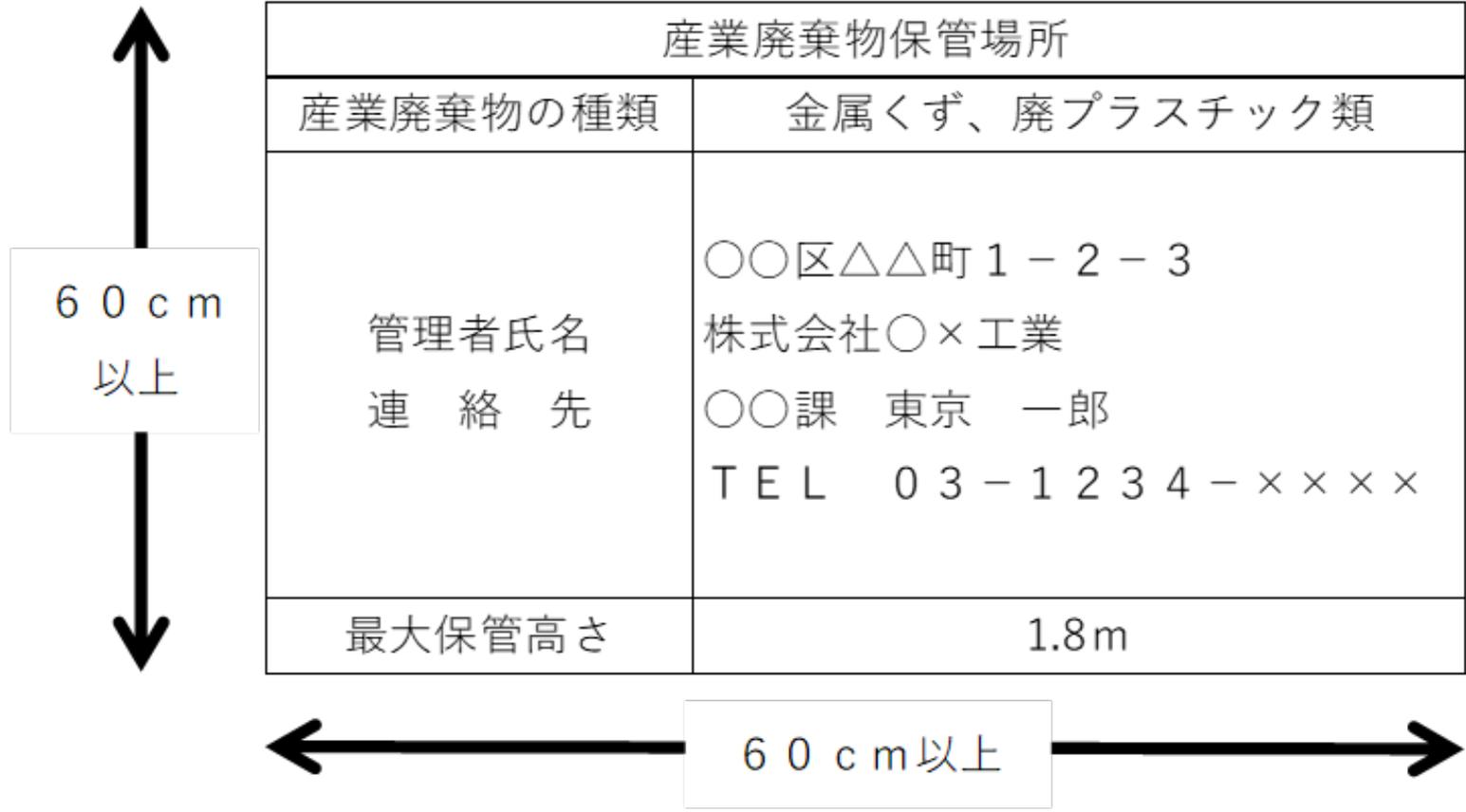
排出事業者は、廃棄物が運搬されるまで
生活環境保全上支障のないように保管



- 保管場所に囲いや掲示板を設置する
- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための処置をする
- ネズミや害虫の発生を防止する
- 特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないようにする

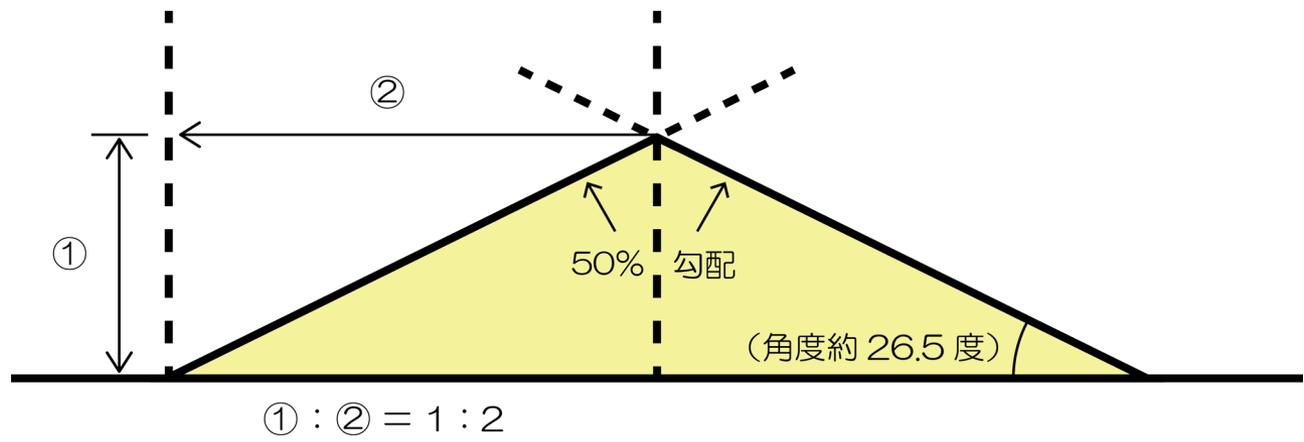
廃棄物の排出抑制、分別、保管

保管掲示板（例）

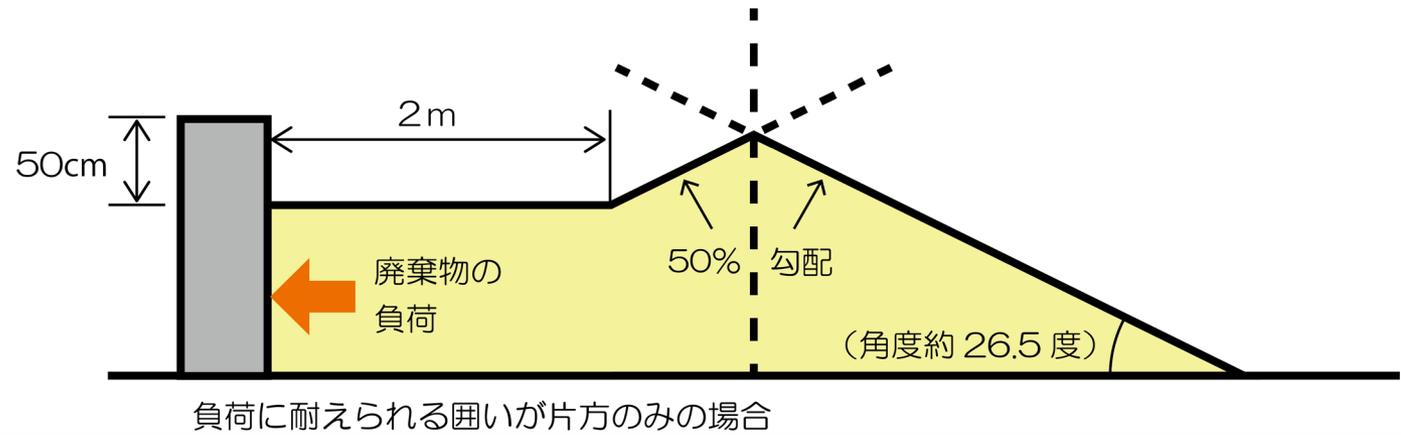


高さと角度（容器なしの屋外保管）

●廃棄物が囲いに接しない場合



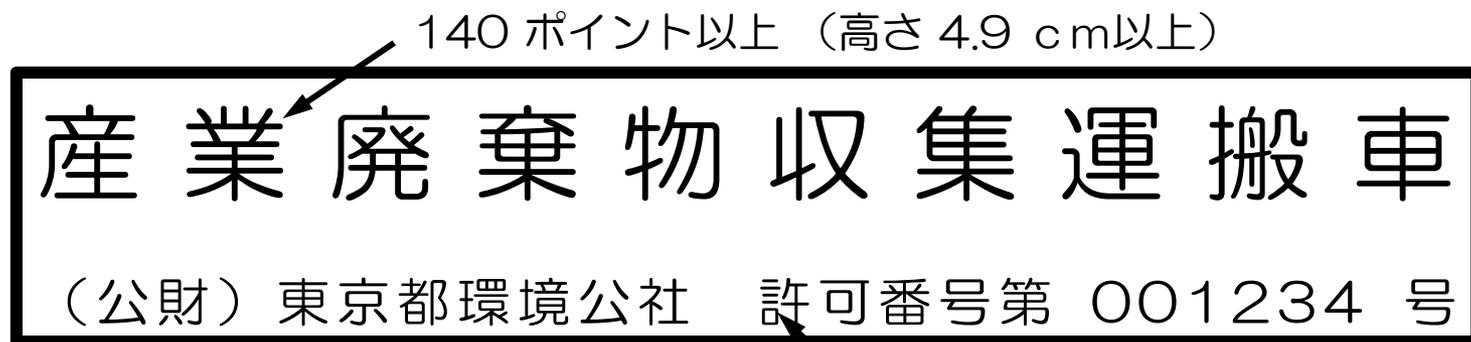
●廃棄物が囲い（廃棄物の負荷が直接かかっても耐えられるもの）に接する場合



収集運搬基準

- 廃棄物の飛散、流出を防止する
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせない
- 運搬車は定められた表示をし、定められた書類を備え付けなくてはならない
- 特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないようにする
- 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）やPCB廃棄物は、必ず専用の運搬容器に入れて収集運搬する

車両表示板



- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行なう場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと

車両に備え付ける書面

- 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

業の許可は5年ごとに更新あり。最新のものを用意すること！

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報）

（注）排出事業者自らが運搬する場合も、表示及び書面の備え付け義務があります。

積替え保管基準

- 積替後の運搬先が予め定められている
- 搬入された廃棄物の量が、積替場所の保管できる量を超えない
- 搬入された廃棄物の性状に、変化が生じないように搬出する
- 廃棄物の保管量は、**1日の平均搬出量の7倍**を超えない
(注) 収集・運搬（積替え保管を含む）の許可証に保管量の上限が記載されています。
- 積替え保管では、有価物の拾集をすることができる
- 保管、囲い、掲示板等は、産業廃棄物の保管基準による

中間処理基準（処分・再生基準）

- 廃棄物の飛散、流出を防止する
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせない
- 廃棄物の再生や処分は、定められた方法及び構造の施設で行う
- 廃棄物の保管量は、1日の処理能力の1.4倍を超えない
- 処理や再生に必要な期間を超えて、廃棄物を保管しない
- 保管、囲い、掲示板等は、産業廃棄物の保管基準による

6-2) 産業廃棄物の処理と基準

掲示板（例）

産業廃棄物 中間処理施設		
許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者名	
	本社所在地・電話番号	
	施設の設置場所	
	施設責任者氏名	
中間処理する産業廃棄物の種類*		
処理の方法		
処理能力		
処分等のための保管量上限		
許可番号		
許可期限		年 月 日～ 年 月 日

1 m 以上

2 m 以上

※東京都では、積替保管施設、中間処理施設の掲示板は、縦1 m、横2 m以上の設置を求めています。

出典：東京都環境局 事前計画書作成の手引（処分業 中間処理施設用）

各施設の構造基準・維持管理基準（各施設共通）

- 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全である
- 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられている
- 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられている
- 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわない
- 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられている
- 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有する

処理施設の設置許可

● 処理施設の設置許可が必要な施設（法第15条・政令第7条）

	施設の種類	基準	15条施設 (設置許可要)
処分施設	・脱水施設（汚泥）	処理能力10m ³ /日	超
	・乾燥施設（汚泥）	処理能力10m ³ /日	超
	・天日乾燥施設（汚泥）	処理能力100m ³ /日	超
	・油水分離施設（廃油）	処理能力10m ³ /日	超
	・中和施設（廃酸または廃アルカリ）	処理能力50m ³ /日	超
	・破碎施設（廃プラスチック類）・（木くずまたはがれき類）	処理能力5 t /日	超
	・コンクリート固形化施設（有害物質を含む汚泥）	-	全ての施設
	・ばい焼施設（水銀またはその化合物を含む汚泥）	-	全ての施設
	・分解施設（汚泥、廃酸または廃アルカリに含まれるシアン化合物）	-	全ての施設
	・分解施設、洗浄施設又は分離施設（PCB廃棄物）	-	全ての施設
焼却施設	・汚泥	処理能力5m ³ /日	超
		200 k g /時間	以上
		火格子面積2 m ²	以上
	・廃油	処理能力1m ³ /日	超
		200 k g /時間	以上
		火格子面積2 m ²	以上
	・廃プラスチック類	処理能力100 k g /日	超
		火格子面積2 m ²	以上
	・PCB廃棄物	-	全ての施設
	・その他の産業廃棄物	処理能力200 k g /日	超
火格子面積2 m ²		以上	

埋立処分基準

<最終処分> 処理施設の設置許可が必要な施設（法第15条・政令第7条）

- 廃棄物の飛散、流出を防止する
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせない
- ネズミや害虫が発生しないようにする
- 埋立処分場所に囲いや掲示板を設置する
- 廃棄物の種類毎に定めた埋立処分の基準に従う

埋立処分場の技術上の基準、維持管理の基準

法令で詳細に設定されており、
法令上も環境保全上も難易度が極めて高い！

最終処分場

有害物質の有無で3種に区分

安定型

有害物質がない廃棄物のみ ⇒ 展開検査あり

●安定5品目（地下水汚染の恐れがないもの）

- ・廃プラスチック類
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
- ・がれき類

●鉍さい（廃石綿、石綿含有廃棄物を熔融又は無害化処理した後のもので、有害物質に関する基準を満たしているもの）

管理型

有害物質が判定基準以下の廃棄物

浸出液を集水し、処理施設で処理後に公共水域へ放流

遮断型

有害物質が判定基準を超える廃棄物

有害物質を公共水域及び地下水と完全に遮断する構造



7. 委託とその手続きは
どうすればいいの？

情報提供不足による事故

平成24年5月、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した。この事故は、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が廃棄物処理業者での処理で十分に処理されず、公共用水域に排出され、浄水場で塩素消毒により化学反応がおこり、ホルムアルデヒドが発生したものである。

排出事業者から処理業者へ委託契約する際に、情報伝達が十分でなかったことが原因に挙げられている。



平成25年6月 環境省

廃棄物情報の提供に関するガイドラインを改定

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

- 廃棄物の性状等の情報不足
- 提供された情報と廃棄物の性状が不一致



事故発生の原因に

排出事業者に対して

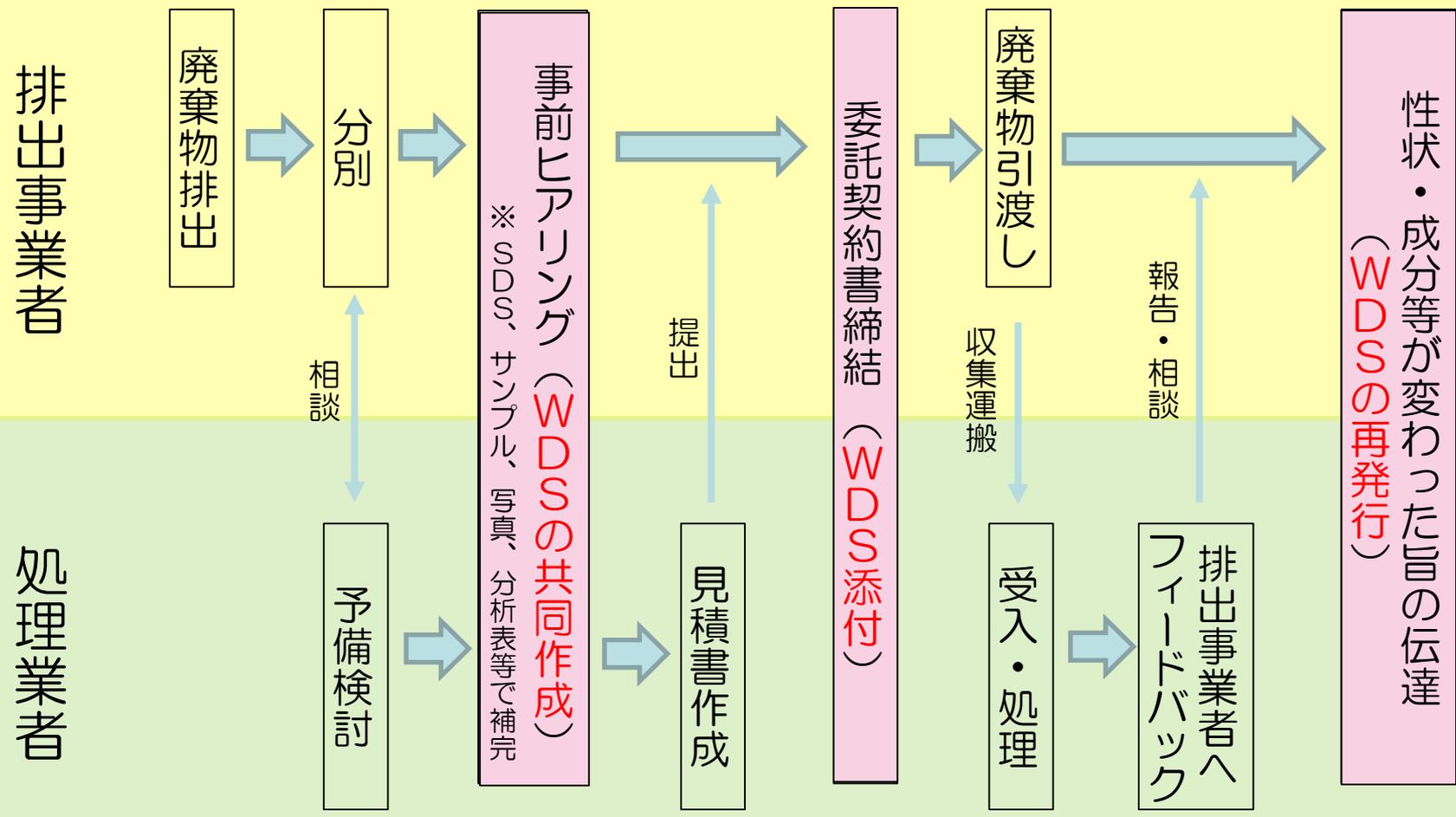
- 廃棄物を引き渡す際、性状や取り扱い時の注意事項等の**情報の提供を義務づけ**
- 他の廃棄物との混合を避けるため、保管方法・容器、表示等により管理を徹底
- 有害な化学物質等を含む製品や譲渡に関する安全データシート（SDS）を提供

処理業者は

- 有害化学物質や危険物等又は含む恐れがあるもの（汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ等）の廃棄物処理を受託する場合は、**WDSやSDS等の提供を必ず受け、内容を確認**すること
- 製造工程の変化などにより廃棄物の性状や含有物等が変動する場合は、排出事業者から変動情報の提供を遅れることなく受け取り、安全の確保を図ること
- 搬出・運搬の際には他の廃棄物と混合を避け、容器等の表示を確認しながら作業を行うこと

出典：環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（WDSガイドライン）第2版」（平成25年6月）

双方向コミュニケーションの運用図



処理委託の原則

排出事業者自ら処理が原則

→ 自ら処理ができない場合、委託処理ができる
ただし、基準の遵守が義務

●個別契約

排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者

●処理委託契約の5原則

① 許可を持った業者に委託

② 書面で契約（電子契約も可）

③ 必要な項目を記載

排出事業者は性状を説明しなくてはならない（WDS：廃棄物データシート）

→ 良く分からないものを受託してはダメ

④ 5年間保存

⑤ 許可証等の写しを添付

委託契約

- 収集運搬及び処分方法、処理料金、支払方法、引渡方法などを決める
- 契約と違うものは引き取れない
→ 引き取る際に確認する



法が定める排出事業者責任と現実には、ズレがある



排出事業者の責任をしっかりと果たせるようサポートしつつ、
ビジネスに結びつけていく姿勢がとても大切！

契約書の作成

法が求める委託契約書の作成方法
(条文、様式や記入の仕方等)

- 委託契約書の条文（記載事項）や添付書類
→ 政令・省令で定められている
- 様式や記入の仕方等
東京都環境局のホームページで
提供するモデル契約書
→ 必要事項を記入し、
必要な書類を添付



契約書法定記載事項（1）

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処 分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用

契約書法定記載事項（2）

必要な条項		委託の種類への対応	
		収集運搬	処 分
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）			
	積替え保管場所の所在地	適用	
	積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
	安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	
委託者側から適正処理に必要な情報			
	産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
	通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
	JIS C0950に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨	適用	適用
	その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記の6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項		適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項		適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い		適用	適用



8. マニフェストって
なんだろう？

マニフェストとは

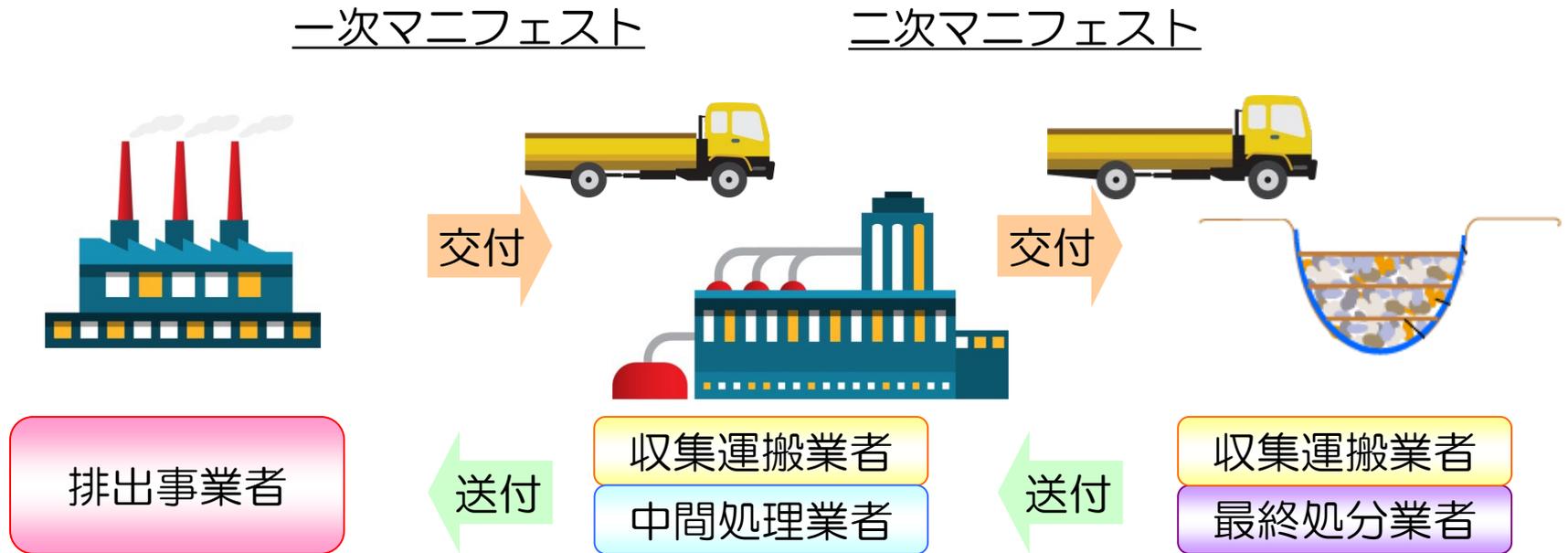
- 廃棄物の処理が適正に実施されたか確認するための書類
- 排出事業者は、マニフェストを作成して、「委託した廃棄物が適正に処理されたか」確認する義務あり
- 紙マニフェスト：複写式の紙伝票を利用
電子マニフェスト：情報処理センターに情報登録
- 直行用（7枚複写）：処分業者に直接運搬する場合
積替用（8枚複写）：積み替えが行われる場合
- 排出事業者に作成・交付義務



マニフェストの交付を受けずに
産業廃棄物を引き受けることは**廃棄物処理法違反!**

(マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引き受け禁止 改正法第12条の4第2項関係)

排出事業者とマニフェストの関係



- 排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者間でやりとりするものが、一次マニフェスト
- 中間処理業者、収集運搬業者、最終処分業者間でやりとりするものが、二次マニフェスト



電子マニフェストの義務化 (2020年4月1日施行)

<対象>

- **前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の発生量が50トン以上の事業場を設置しており、その処理を委託している事業者**
- 同一の事業場から発生する産業廃棄物やPCB廃棄物を委託する場合は、当該廃棄物については紙マニフェストも使用可能
⇒ **業務効率化の観点から、電子化を推奨**

<義務対象となるかの判断基準>

- ① 年度ごとに判断
発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れる
⇒ 年間50トン以上になった場合は再び義務対象となる。
- ② **多量排出事業者の処理計画に記載する排出量を基準に判断**



8-3) 電子マニフェスト制度

電子マニフェストと紙マニフェストの比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	1. 運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 2. 処分終了報告：D票とA票を照合して確認 3. 最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	1. 交付したマニフェストA票を5年間保存 2. 収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたC2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C1票を5年間保存

出典：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターリーフレット「電子マニフェストをはじめよう」より作成



電子マニフェスト普及促進事業

電子マニフェスト普及促進事業とは

東京都環境局、東京都産業資源循環協会、東京都環境公社の三者にて、電子マニフェストの普及を通じてデジタルトランスフォーメーションの推進及び排出事業者責任の徹底を図る目的で実施します。

■ 電子マニフェスト普及促進アドバイザーの認定

排出事業者に対して電子マニフェスト導入支援を行うアドバイザーを育成し、東京都名義で認定します。アドバイザーは、産廃エキスパートを取得している産業廃棄物処理事業者で、東京都産業資源循環協会より推薦された事業者です。

事業の詳細及びアドバイザー認定業者については、東京都環境局のページをご覧ください。
東京都環境局 [電子マニフェスト普及促進事業について](#)>>

■ 事業に関するお問い合わせ

問い合わせ内容	問い合わせ先	連絡先
事業に関して	東京都環境局 産業廃棄物対策課	03-5388-3586
アドバイザーの推薦に関して	(一社) 東京都産業資源循環協会	03-5283-5455
アドバイザーの認定に関して	(公財) 東京都環境公社 優良性認定評価室	03-3644-1381



帳簿とは

- 日々の産業廃棄物処理業務を計画的に履行し、その結果を正確に把握するための書類（様式は定められていない）
- 帳簿の記載事項と記載期限
 - ・ 産業廃棄物の種類ごと
 - ・ 事業区分に応じて必要な記載事項
 - ・ 所定の期限までに記載
- 帳簿の備付け・閉鎖・保存義務の内容
 - ・ 事業場ごとに備付ける
 - ・ 1年ごとに閉鎖する
 - ・ 5年間保存する



帳簿の記載事項と記載期限

《収集運搬を行う場合》

記載事項	記載期限
収集又は運搬年月日	翌月末まで
交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストが交付された日から10日以内
受入先ごとの受入量	翌月末まで
運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	翌月末まで

《処分を行う場合》

記載事項	記載期限
受入れ又は処分年月日	翌月末まで
交付又は回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストが交付された日から10日以内
受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
処分した場合には、処分方法ごとの処分量	翌月末まで
処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで



8-4) 帳簿の作成・保存

《運搬を委託する場合》（中間処理業者が委託する場合、2次マニフェスト）

記載事項	記載期限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
運搬先ごとの委託量	翌月末まで

《処分を委託する場合》（中間処理業者が委託する場合、2次マニフェスト）

記載事項	記載期限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
交付したマニフェストごとの、交付又は回付されて受け入れた産業廃棄物に係るマニフェストの交付者（排出事業者）の氏名又は、名称、交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物に係る施行規則第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者（排出事業者）の氏名又は名称、登録番号	廃棄物の引渡しまで
受託者ごとの委託の内容及び委託量	翌月末まで



8-4) 帳簿の作成・保存

帳簿の記入例

収集運搬業（積替え保管ありの場合）

産業廃棄物の種類	収集又は運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	受入量	運搬方法 運搬先・運搬量	積替保管場所からの搬出量
がれき類	R2.4.1	〇〇(株) 産廃 太郎 R2.4.1 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	4t	4tダンプ □□(株)積替保管施設 運搬量4t	
がれき類	R2.4.2	〇〇(株) 産廃 次郎 R2.4.2 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	4t	4tダンプ □□(株)積替保管施設 運搬量4t	
がれき類	R2.4.3 (搬出日)			10tダンプ ◎◎(株)中間処理場 8t	8t

※電子マニフェストを利用しても帳簿は必要です。

※電子マニフェストの受渡確認票若しくはダウンロードデータが帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで帳簿の記載・備付けに代用できます。

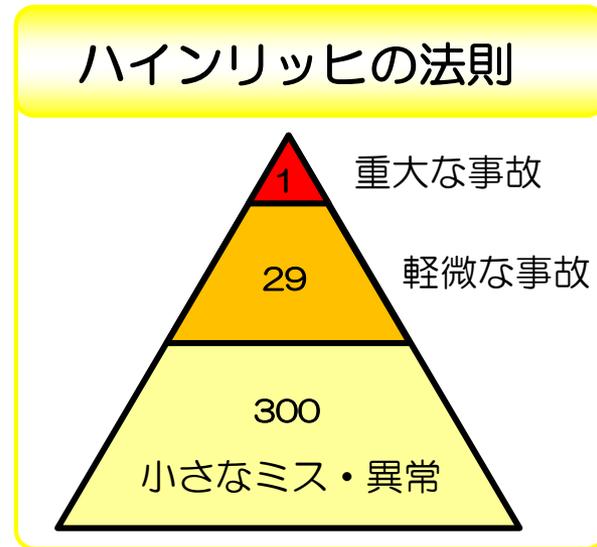
※運搬方法については、電子マニフェストに入力欄がないので、ご注意ください。



9. 作業時の安全確保や
事故時の対応が大切ですよ！

安全確保のために

- 作業手順の確認
手順書や作業フローを作成して確認
- 危険予知（KY）、リスクアセスメント、安全確認
危険な作業や場所を予知、措置を検討して実施
安全が確保されているか確認して作業
- 身を守る道具の準備と保護具の着用
予め必要な道具を準備して、確実に使用
必ず保護具を着用してから作業
- 道路交通法の遵守
法律を守り安全運転
- 日常点検や事例に学ぶ予防保全
日常点検で事前に不具合を発見、修理
過去の作業や事故などの事例を参考に点検



収集運搬車火災事故事例



- 複数のテナントからの廃棄物を収集している際に車両後部から発火
- 消防による消火活動のため、車両後部を切断

収集運搬車火災事故事例



廃棄物の中には、契約には無い、可燃性ガスと思われるボンベ類が複数個発見された

まず、避難！！

●収集運搬時の事故・故障時

- ① 安全な場所へ避難
- ② 交通事故の場合は負傷者の手当て、現場の安全確保、警察への通報
- ③ 上司へ報告、指示に従う

●処分場での事故・故障時

- ① 安全な場所へ避難
- ② 処分場責任者へ報告、指示に従う
- ③ 上司へ報告

緊急時対応マニュアルや応急措置器具の準備

あることを確認しよう！

訓練しよう！



10. 東京都及び国の取組み

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(令和3年6月11日公布)

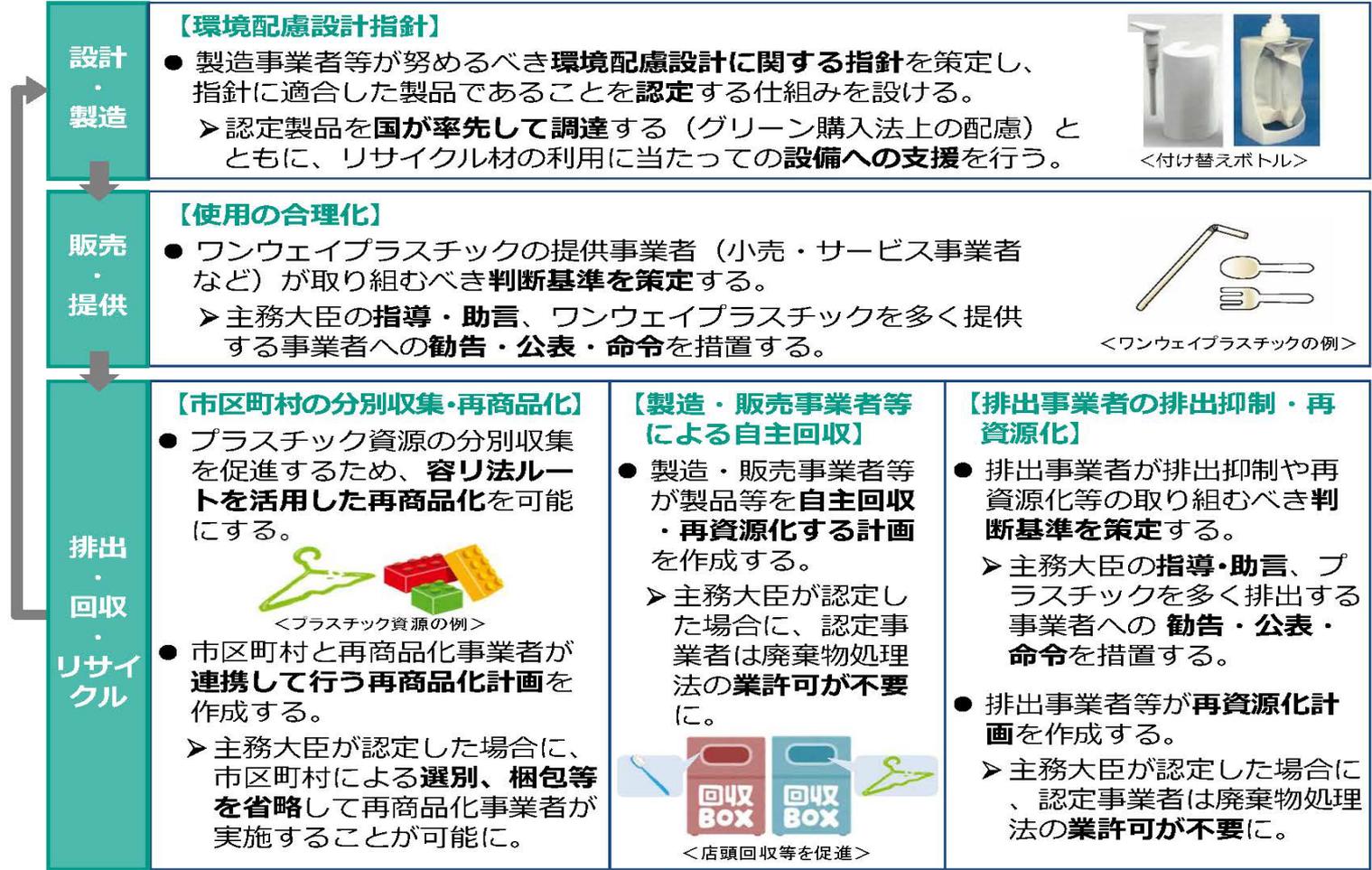
プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”
によりサーキュラーエコノミーへの移行を加速

①基本方針を策定

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する**環境配慮設計**
- **ワンウェイプラスチックの使用の合理化**
- プラスチック廃棄物の**分別収集、自主回収、再資源化**等

- 【対象となるプラスチック】
「プラスチック使用製品」「使用済みプラスチック使用製品」
「プラスチック使用製品廃棄物」「プラスチック副産物」
- 「再資源化」「再資源化等」「再商品化」について定義

②個別の措置事項



↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

廃棄物処理法施行規則の一部改正（令和2年5月1日施行）

【改正の背景】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた廃棄物の処理について、この改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定も活用しつつ、適正かつ円滑に進める必要がある。

令和2年5月1日付「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）」（環境省）より一部抜粋

改正点① 産業廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設

特に必要があると認める場合^(※)において、環境大臣又は都道府県知事が指定する者については、**産業廃棄物処理業の許可を不要**とする。

(※) この制度による指定を行う場合には、緊急に処理すべき産業廃棄物がある等の理由により生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の必要があり、かつ、何らかの理由により既存の産業廃棄物処理業の許可業者では適正かつ円滑な処理ができないことが必要である。

改正点② 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管

新型インフルエンザ等^(※)による当該処理施設の運転の停止その他のやむを得ない理由により行う保管であるときは、その**保管容量の上限を拡大**

(※) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号附則第1条の2第1項の規定により新型インフルエンザ等とみなされる新型コロナウイルス感染症を含む。

	特例の対象となる産業廃棄物	日数
(1)	汚泥（令第6条第3号トに規定する有機性の汚泥を除く。）	35日
(2)	安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいい、廃プラスチック並びに（5）及び（6）に掲げる産業廃棄物を除く。）	35日
(3)	鉱さい	35日
(4)	ばいじん	35日
(5)	建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）であって、分別されたものに限る。）	49日
(6)	建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）	91日

※特例の対象となるのは、処理施設の1日分の処理能力にそれぞれに定める日数を乗じて得た量だけ、処分又は再生のための保管が認められる。

※自らがその産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者又は優良産廃処理業者（都道府県知事に変更の届出が必要）に限る。

新型コロナウイルス感染症に係る産業廃棄物処理

○新型コロナウイルス感染症の発生に伴い排出される廃棄物の種類

排出場所	種類
医療機関や検査機関等から排出される 医療器材等	感染性廃棄物
一般家庭、事務所等から排出される ティッシュや使用済マスク等	一般廃棄物又は産業廃棄物

○廃棄物処理における対策

- ・「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）
- ・「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」（令和2年5月）
- ・「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月）

産業廃棄物の適切な処理が行われるように
必要な措置を講じて安定的に事業継続することが重要

災害廃棄物と産業廃棄物処理

災害廃棄物は「**一般廃棄物**」に該当し、主に廃棄物処理法と災害対策基本法の2つの法律によって定められている。



近年、非常災害が全国各地で頻発し**災害廃棄物が大量に発生**

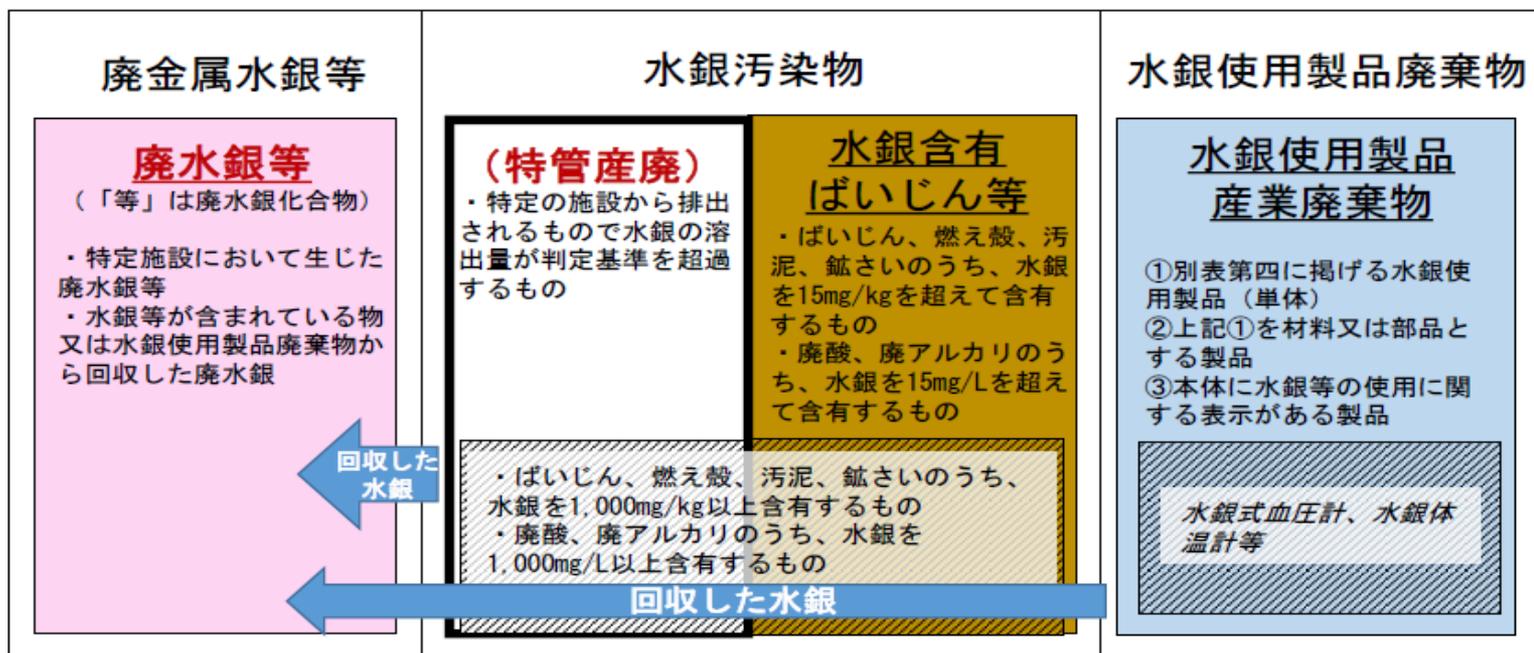


廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の 一部を改正する省令 (令和2年7月16日施行)

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として災害廃棄物を処理するときは、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する**災害廃棄物を処理することができる。**

水銀廃棄物の分類（産業廃棄物）

廃棄物処理法施行令改正により、新たに **廃水銀等**、**水銀含有ばいじん等**、**水銀使用製品産業廃棄物** を定義



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

赤文字：特別管理産業廃棄物

斜体：例示

 水銀回収義務付け対象

出典：環境省 廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）についての説明会資料

水銀使用製品産業廃棄物の対象

区分①: 水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②: ①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③: 水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		
2	空気亜鉛電池		
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	
4	蛍光灯 [°] （冷陰極蛍光灯 [°] 及び外部電極蛍光灯 [°] を含む）	×	
5	HIDランプ [°] （高輝度放電ランプ [°] ）	×	
6	放電ランプ [°] （蛍光灯 [°] 及びHIDランプ [°] を除く）	×	
7	農業		
8	気圧計		
9	湿度計		
10	液柱形圧力計		
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）	×	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）	×	
13	真空計	×	
14	ガラス製温度計		
15	水銀充満圧力式温度計	×	
16	水銀体温計		
17	水銀式血圧計		
18	温度定点セル		
19	顔料	×	
20	ホィール（二流体サイクルに用いられるもの）		
21	灯台の回転装置		
22	水銀トリム・ヒール調整装置		
23	水銀抵抗原器		
24	差圧式流量計		
25	傾斜計		
26	周波数標準機		×
27	参照電極		
28	握力計		
29	医薬品		
30	水銀の製剤		
31	塩化第一水銀の製剤		
32	塩化第二水銀の製剤		
33	よう化第二水銀の製剤		
34	硝酸第一水銀の製剤		
35	硝酸第二水銀の製剤		
36	チオシアン酸第二水銀の製剤		
37	酢酸フェニル水銀の製剤		

注) No.19の顔料は、塗布されるものだけに限り×印に該当する

出典：環境省 廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）についての説明会資料

処理業者の許可申請・届出（東京都の対応）

《水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物》平成29年10月1日から施行

産業廃棄物処理業者であって水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を引き続き取扱う場合

次回の更新までに許可証の書き換えが必要です。

令和4年9月30日までの間、変更届の手続きにより新しい許可証を交付しています。

《許可証の書き換え例》

現状

産業廃棄物の種類：
廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず・
陶磁器くず



書き換え後

産業廃棄物の種類：
廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず・
陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

●令和4年10月1日以降は、変更許可として取扱う

東京都資源循環・廃棄物処理計画 — Sustainable Design TOKYO —

- ◇位置付け:廃棄物処理法に基づく法定計画であり、
東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画
- ◇期間: **2016年度から2020年度までの5年間**
(2050年を見据えた2030年のビジョンを示す。)

「2030年に向けて東京都の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿」

〈東京都資源循環・廃棄物処理計画で示した目標〉

- 一般廃棄物のリサイクル率の向上

⇒**2020年度 27%** **2030年度 37%**

(参考) 2000年の値: 17%、2012年の値: 23%

- 都内で発生する廃棄物の 最終処分量の削減

⇒**2020年までに2012年度比14%削減**

2030年までに2012年度比25%削減

(参考) 2012年の値: 2000年比63%減

東京都長期ビジョン (平成26年12月公表)

東京都資源循環・廃棄物処理計画

—Sustainable Design TOKYO—

資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題

①資源利用の現状と課題

- 国連総会の「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つに「持続可能な消費・生産」
- 東京は大消費地であるだけでなく、企業の本社機能の約5割が集積

②廃棄物処理の現状と課題

- 事業系廃棄物や建設廃棄物などの資源化に課題

③今後の東京が直面する課題

- 超高齢化・人口減社会の到来に伴い、ごみの分別や排出の困難等の懸念
- 今後想定される首都直下地震等に対し、事前に処理体制を準備する必要

東京都資源循環・廃棄物処理計画

—Sustainable Design TOKYO—

東京都が進める主要な資源循環施策

施策1 資源ロスの削減

施策2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進

- …建設工事におけるエコマテリアルの普及促進（持続可能な木材利用、再生砕石・再生骨材コンクリート、建設泥土改良土の利用促進）

施策3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）

- …事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり
廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止

施策4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

施策5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

- …第3者評価制度を普及促進、排出事業者に周知

施策6 災害廃棄物対策

東京都優良性基準適合認定制度

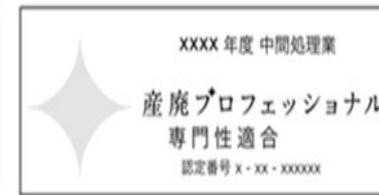
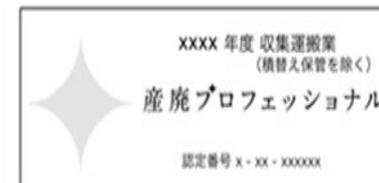
◆ 正式名称 産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度

◆ 認定制度開始時期 平成21年10月～

<制度創設の趣旨>

- 許可基準を超え、更に事業の透明性に優れ、先駆的な処理や資源化に取組み、経営・管理体制も健全である信頼性の高い処理業者であることを**第三者が評価し認定**する制度を創設
- この認定制度により**業界全体の信頼性向上とビジネスチャンスの拡大**に

《基本デザインの例》



制度の特徴

- ①事業の内容や取組状況に応じた2つの認定区分
 - 産廃エキスパート（業界のトップランナー）
 - 産廃プロフェッショナル（業界の中核的な役割を担う優良業者）
- ②信頼度や環境に配慮したより高度な取組を総合評価
 - 評価項目
「遵法性」「安定性」「先進的な取組」
 - 審査方法
書類審査 行政指導、納税、経理的事項、情報公開等
現地審査 契約書、マニフェスト、帳簿、経営者面談、作業実態、施設管理等
- ③評価委員会を設置し公平・公正に評価・認定
- ④認定証等を交付 認定ロゴマーク使用



優良性基準適合認定制度（東京都）と 優良産廃処理業者認定制度（国）の主な相違点

	東京都	国
名称	優良性基準適合認定制度	優良産廃処理業者認定制度
開始年月日	平成 21 年 10 月開始	平成 23 年 4 月 1 日施行 (優良性評価制度としては平成 17 年 4 月 1 日)
申請資格	東京都又は八王子もしくはその両方の許可を有し、事業実績が 1 年以上の者	都道府県の許可を有し、事業実績が 5 年以上の者
審査項目	認定区分が産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの 2 種類あり、選択が可能 ① 遵法性（廃掃法遵守、納税義務、公害関係法令等） ② 安定性（事業の透明性、電子マニフェスト、財務体質の健全性） ③ 先進的な取組（環境配慮の取組） ④ 専門性（感染性廃棄物の取扱のみ）	全てが必須項目 ① 遵法性 ② 事業の透明性 ③ 環境配慮の取組 ④ 電子マニフェスト ⑤ 財務体質の健全性
審査手法	東京都知事指定の第三者評価機関が 書面審査及び現地審査により認定	許可権者（都道府県知事）が書面審査により認定
認定期間	<u>新規申請者：2 年間</u> <u>更新申請者：3 年間</u>	7 年間
メリット	① 排出事業者責任の履行（注意義務） ② 産業廃棄物の処理を優良認定業者に委託していることにより、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできる。 ③ インターネット上で容易に優良で信頼のできる処理業者を選択でき、かつ処理状況を間接的に確認することができる	
許可証の表示	ロゴマークの表示	㊦の表示



国の環境配慮契約法

環境配慮契約法【平成19年11月施行】

- ・・・国及び独立行政法人等、地方公共団体を対象に
入札等による契約の段階で、環境配慮契約の推進を図る法律

平成25年2月

環境配慮契約法の対象に

「産業廃棄物の処理に係る契約」が新たに追加
契約の際には、**優良認定業者が有利に取り扱われます**

「産業廃棄物の処理に係る契約」は裾きり方式で評価されます
⇒温室効果ガス排出削減の観点から、入札参加資格を設定し、
①環境配慮への取り組み状況、②優良基準への適合状況等の項目で、
基準値を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式

入札条件

契約の際には、優良認定業者が有利に取り扱われます
～環境配慮契約法の評価基準の基準値を満たせば、入札参加できます～

●国

優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けている場合

- 環境配慮契約法の基本の評価項目（優良基準への適合）は満たしている

●東京都

優良性基準適合認定制度の優良認定を受けている場合

- 環境配慮契約法の基本の評価項目は、都の優良性基準適合認定制度の評価項目と重複している。

環境配慮契約法の評価項目は、発注者によって異なるので、
入札する契約について、評価項目の確認が必要！



廃棄物処理施設の省エネ対策成功例

●省エネルギー診断（無料）

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称:クール・ネット東京）の技術専門員が、直接事業所にお伺いして、電気やガス等の使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な助言を行います。これまでの**診断実績約4,600件！**

廃棄物処理施設の省エネ診断は、累計**51**件実施！

●平均光熱水費

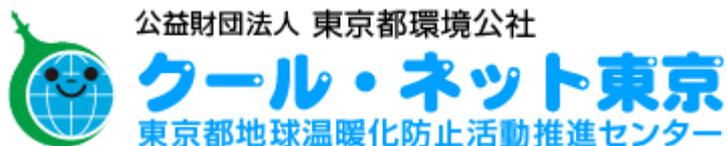
年間約1,200万円



●平均削減金額

約140万円の経費削減

（運用改善：約40万円、設備改善：約100万円）



（省エネ診断のお問い合わせ・お申込は）
クール・ネット東京 省エネ推進チーム

TEL 03-5990-5087

提案事例：【コンプレッサ】吐出圧力の調整

平均年間削減金額

約 7万円

● 提案事例

※「吐出圧力の調整」を提案した5事業所の平均年間削減金額

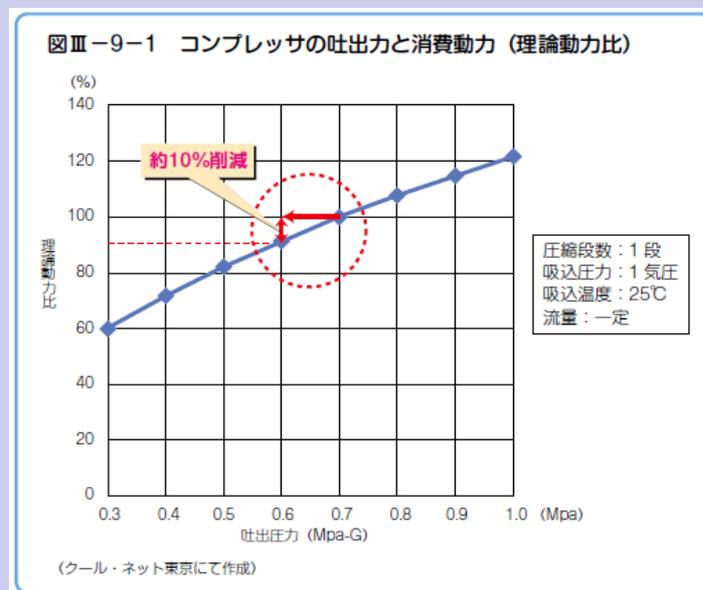
【現状の課題】

吐出圧力0.7MPaに設定されている。



【対策】

吐出圧力0.1MPa下げ、0.6MPaに設定する。



提案事例：【エネルギーの計測・管理】 契約電力の見直し

年間削減金額

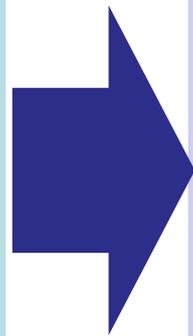
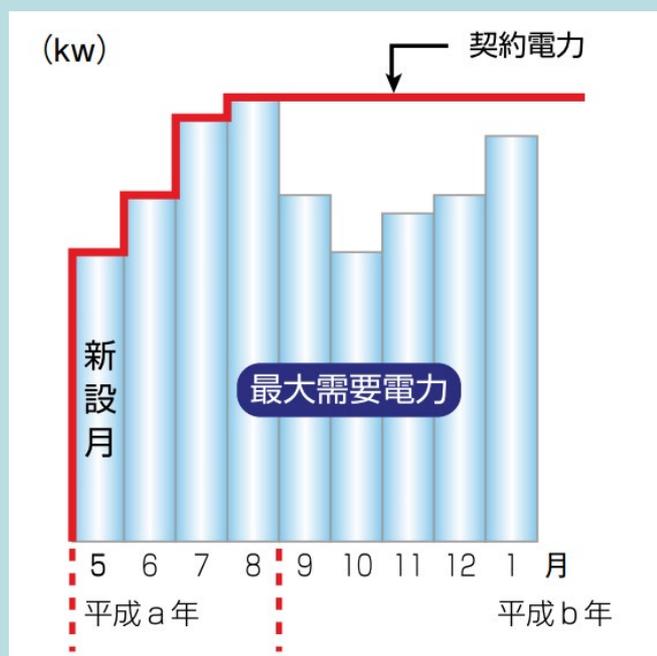
約15万円

● 提案事例

※「デマンド監視装置の有効活用」を提案したA事業所の年間削減金額

【現状の課題】

最大電力が127kWとなっている。



【対策】

最大電力を10kW低減し、117kWとする。

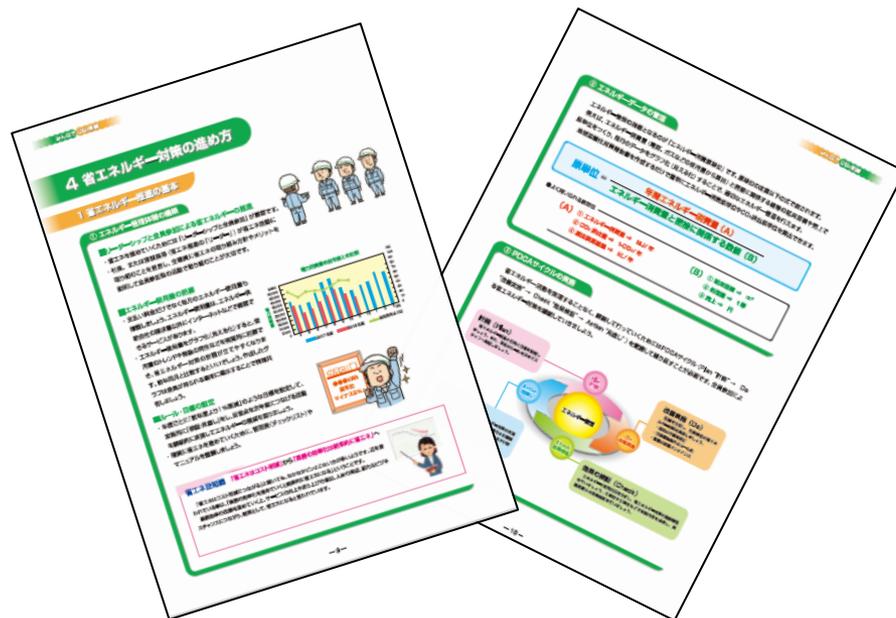
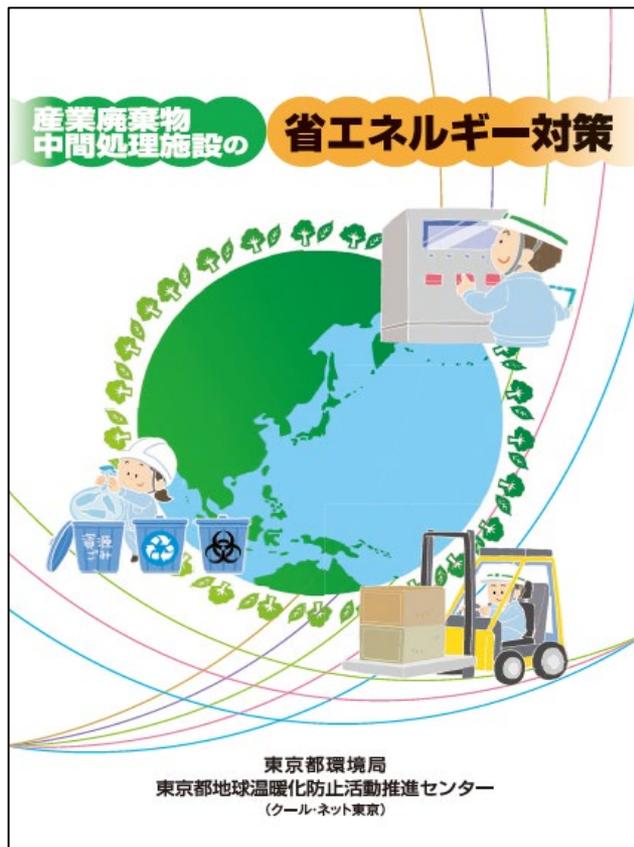
- 始業時に設備の同時起動を避ける。
- デマンドが発生しそうな場合は、予め停止する設備を決定する。
- デマンド監視装置の設置を検討する。





● 産業廃棄物中間処理施設の省エネルギー対策テキスト

平成30年度、産業廃棄物処理施設の特徴に適した省エネルギー対策をまとめたテキストを作成しております。事業所での省エネの取り組みの参考にご活用ください。



クール・ネット東京のHPからダウンロード頂けます。
(PDF：8.76MB)



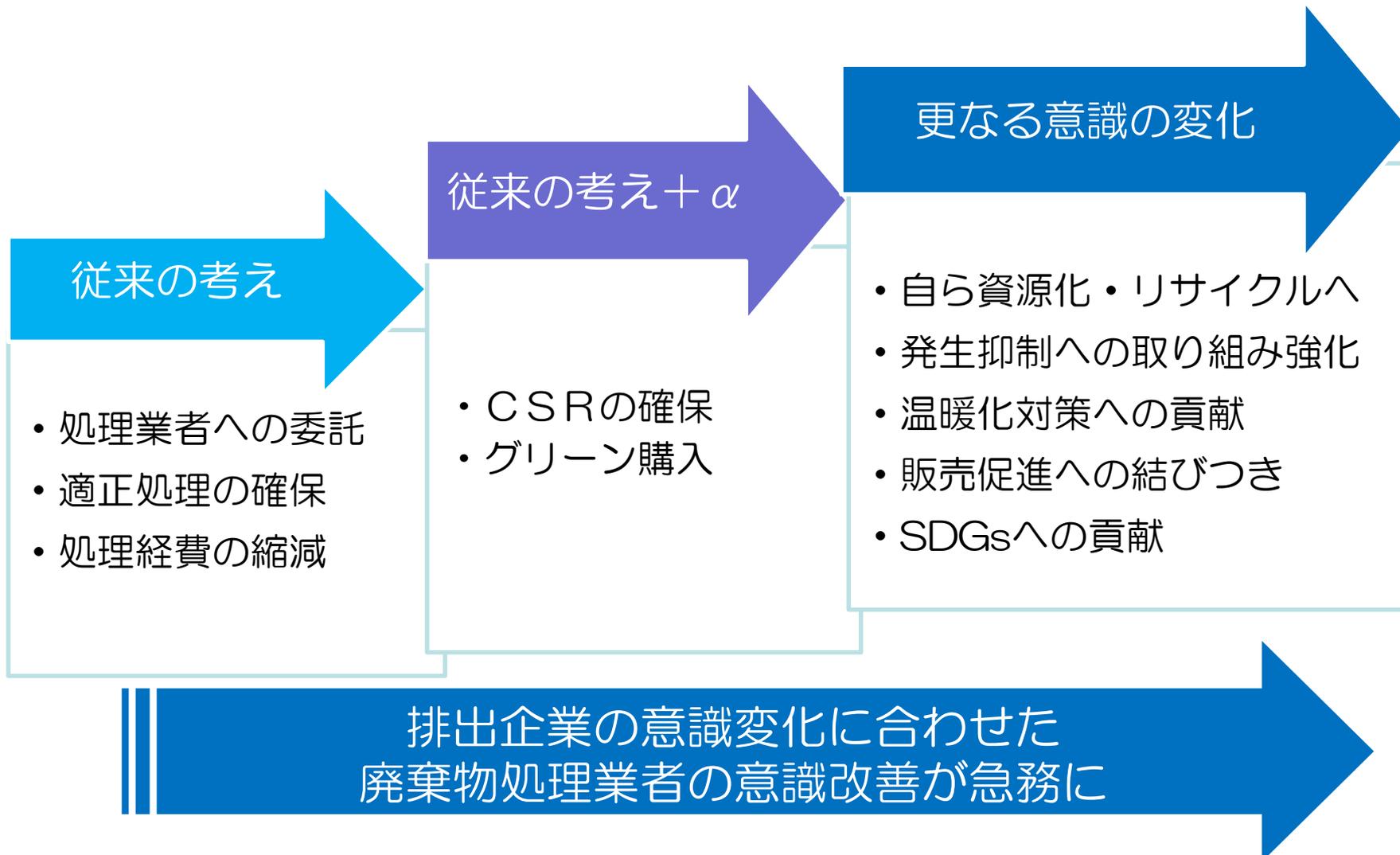
<https://www.Tokyo-co2down.jp/assets/company/seminar/type/text/recycle.pdf>



11. 産業廃棄物処理業の 将来に大切なこと

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

廃棄物を排出する企業の意識変化が加速化



11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

高度資源化・リサイクルをビジネスモデルとして挑戦

これからの廃棄物処理業界の役割

処理業 + 資源化業

資源化処理の一次産業としての
役割は拡大

再資源化産業
エネルギー産業
素材産業 等

↑
原料

- ・ 新技術
- ・ 異業種産業

協業・連携
高度資源化・リサイクルの挑戦
(効率的な選別・抽出等)

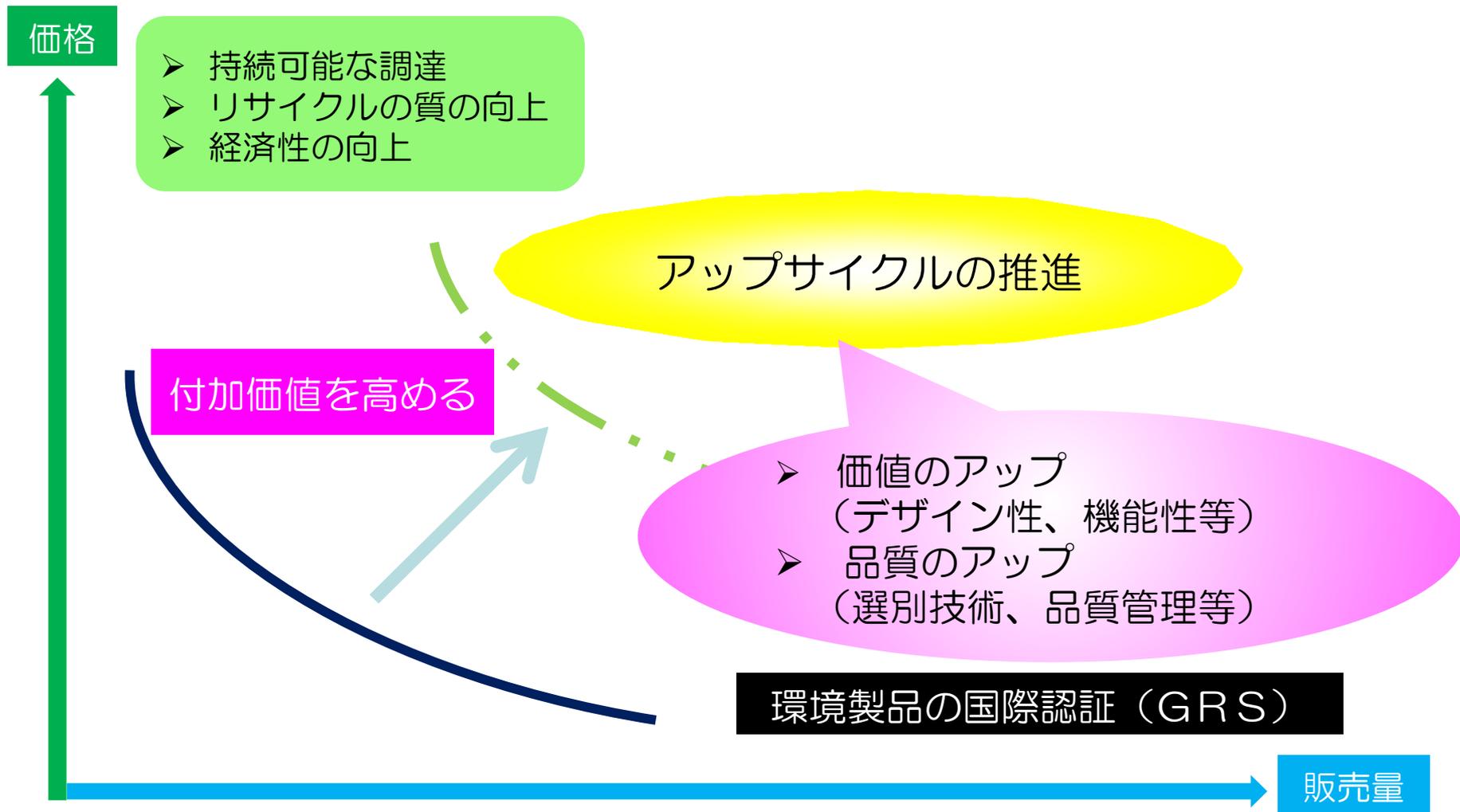
排出事業者と連携

- 資源化先の選択枝の多様化
- 高まる傾向のコスト対応
- 付加価値を高める為の徹底した品質管理

処理を請け負ってからの資源化だけでなく、
排出時点での分別・資源化の取組みをも優先して

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

リサイクル製品の相関図



11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

アジェンダ2030 持続可能な開発目標 (SDGs) Agenda2030 the Sustainable Development Goals

2015年9月 全国連加盟国 (193国) により採択
誰一人取り残さないとの誓いの下、2030 年を期限とする
17 の持続可能な開発のための目標が定められた。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGs 及びターゲットは統合され不可分のもの

産業廃棄物処理業界の発展への期待

産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」との重大な社会的使命を担い、排出者が処理責任を全うするための重要な役割を果たす**社会インフラ**である。適正処理推進と循環型社会構築という重責を担っており、地域産業として存立しつつ、**循環資源や再生可能エネルギーの供給等の新たな役割**を果たすことが求められている。

産業廃棄物処理業の発展への期待 = 「国民生活を支える社会インフラ」

① 産業廃棄物処理業者のミッション

- ◇ 産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」という重大な社会的使命を担い、**排出者が処理責任を全うするための重要な役割**を果たす重要な社会インフラであり、**適正処理の推進と循環型社会構築**を担っている。

② 新たに求められている役割

- ◇ 循環資源や再生可能エネルギーの供給を担う**環境ビジネスとしての確立**や、我が国GDPの拡大に資する**成長産業としての競争力強化**、資源生産性や再資源化率等の向上に向けた**グリーン・イノベーション**の原動力としての役割を果たす必要がある。

③ 「地域産業」としての存立

- ◇ 国内外での適地生産による生産性向上が可能な製造業などとは異なり、周辺住民等からの理解を得ながら共生を図るべき**地域産業**であり、「**地域との共生**」はその**成立要件**とも言える。
- ◇ 車両の集積や施設の運転管理に伴って**潜在的に生じる環境負荷を低減**しつつ、**積極的に情報公開**を行い、地域社会の一員として**社会貢献活動等**にも取り組んでいくことが望ましい。

出典：環境省「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言（概要版）」

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

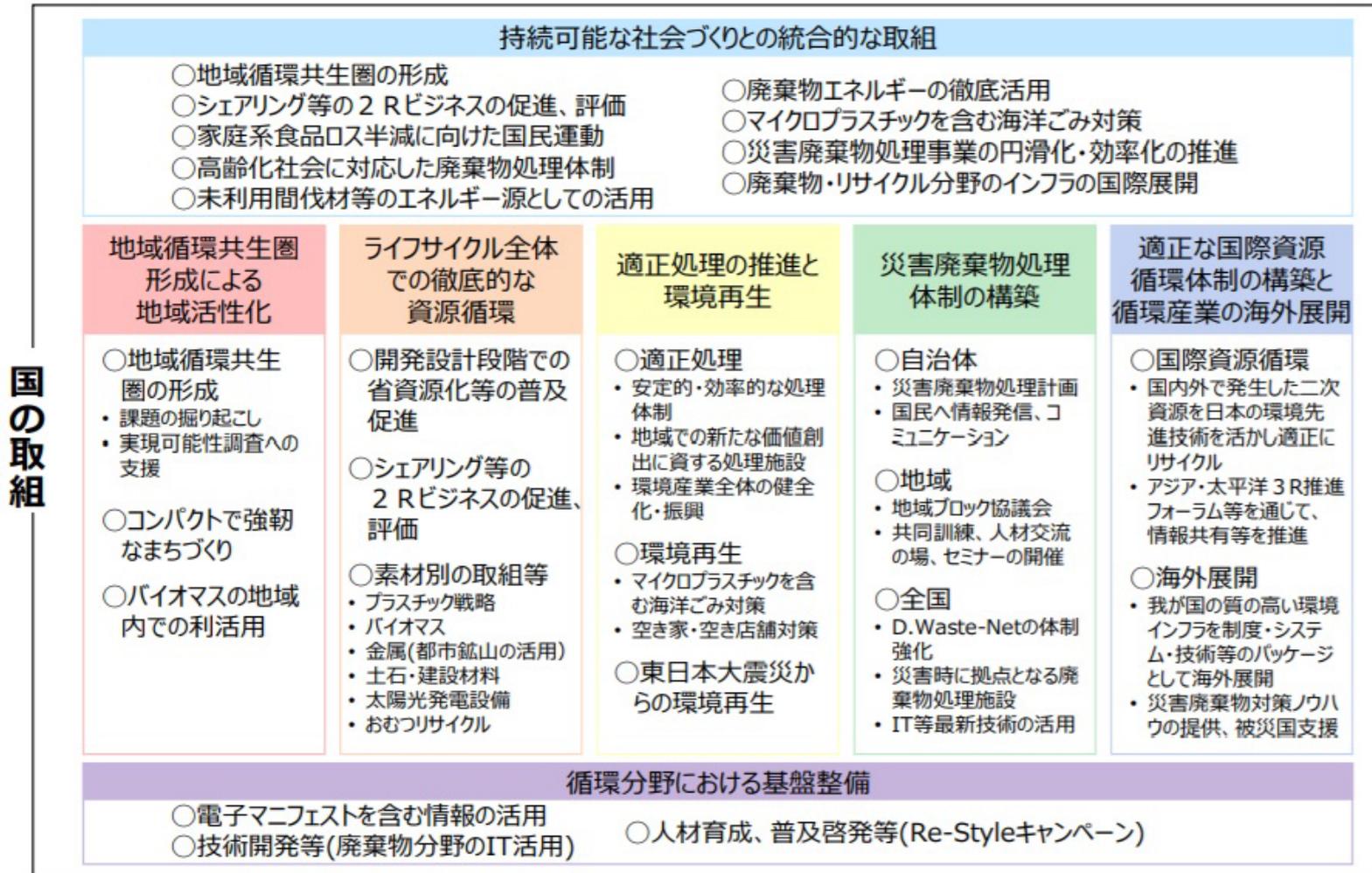
第四次循環型社会形成推進基本計画（1）

持続可能な社会づくりとの統合的な取組						
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 						
将来像	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 	
	循環分野における基盤整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 					
	目標値					
		2000年度	2015年度	2025年度目標		
	資源生産性（万円/トン）	24	38	49 （+102%）		
	入口側の循環利用率（%）	10	16	18 （+8ポイント）		
	出口側の循環利用率（%）	36	44	47 （+11ポイント）		
	最終処分量（百万トン）	57	14	13 （▲77%）	（ ）内は2000年度比	

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

第四次循環型社会形成推進基本計画（2）



国の取組

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

産業廃棄物処理業の重要性

産業廃棄物処理業は・・・

- 3R、資源有効活用などの循環型社会への貢献
- 資源保護、地球環境保全への寄与
⇒社会からの期待と使命

東京都は・・・ 循環型社会の形成を推進

その第1の担い手が皆さん！！



産業廃棄物関連情報メールマガジン



- ✓ 環境省・東京都からの最新情報
- ✓ 公社主催の講習会・セミナーの情報
- ✓ 優良性基準適合認定制度に関する情報 など

産業廃棄物に関する耳寄り情報をまとめて配信します！

* 毎月第2金曜日配信（月1回）
重要情報は臨時号でお知らせ！

* 通知・補助金・行政処分の情報など、
知っておきたい情報が満載！

* 公社ホームページ、
もしくは右下のQRコードから
ご登録いただけます！



公益財団法人 東京都環境公社



- 業許可について

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当
電話 03-5388-3587

東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当
電話 042-528-2693

- 廃棄物処理法、排出事業者責任について

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当
電話 03-5388-3586

- 産業廃棄物の保管・処理、マニフェストについて

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当
電話 03-5388-3589

- その他の問合せ・各種届出について

東京都環境局ホームページをご参照ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/report.html

- 優良性基準適合認定制度について

公益財団法人東京都環境公社 優良性基準適合認定評価室
電話 03-3644-1381